

狛江市立小・中学校 食物アレルギー対応 マニュアル

**平成 27 年 4 月
(平成 28 年 6 月 改訂)
狛江市教育委員会**

狛江市立小・中学校 食物アレルギー対応マニュアル 目次

I はじめに	1
II 食物アレルギーとは	2
III 学校における食物アレルギーを有する児童・生徒の把握から対応実施まで	5
学校給食における食物アレルギー対応について（小学校版）	16
学校給食における食物アレルギー対応について（中学校版）	24
IV 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の緊急時対応について	33
V エピペン®の使い方	40
VI 様式について	42

要領

狛江市立小中学校におけるアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表に関する取扱い要領
狛江市立学校アレルギー・アナフィラキシー対応用P H S の管理及び取扱いに関する要領

I はじめに

従前より狛江市立小・中学校では、「狛江市立小中学校におけるアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表に関する取扱い要領（平成 21 年 9 月 14 日教育長決裁）」に基づき、生活管理指導票の提出を受けた児童・生徒に対し、可能な範囲で、給食の除去食等のアレルギー対応を行ってきました。このマニュアルは、食物アレルギーのある児童・生徒の安全対策及び事故防止を図るため、要領を整理し、具体化し、症状が特に重篤化しやすい食物アレルギーの対応における取扱いを定めたものです。

また、近年、学校給食において誤食による事故が頻発している背景を踏まえ、事故防止に努めることを前提としつつ、アナフィラキシー症状等が発生した際の緊急時対応体制についても定めています。

今回は、平成 27 年 4 月策定のマニュアルに基づくアレルギー対応を 1 年運用してきた中で発見された改善点を反映させ、また、平成 27 年 7 月に開始した中学校給食の運用実態との整理を行うために、マニュアルの内容を一部改訂しました。

平成 28 年 6 月の改訂内容

(1) 中学校給食開始に伴う、マニュアルの内容と運用の整理

- ① アレルギー対応が必要な生徒の把握方法（5～6 ページ、26 ページ）
- ② フローチャートの修正（12～15 ページ）

前回のアレルギーマニュアルの策定時は中学校給食が開始されておらず、実態と合わなかった部分があるため、一部修正を行いました。

(2) 誤食が発生した場合の連絡、報告（9～10 ページ、30 ページ）

従来は食物アレルギー症状が発症した場合のみ学務保健係へ連絡及び報告を行っていましたが、より安心・安全な食物アレルギー対応を推進するため、誤食の場合も連絡及び報告を行うことにしました。

(3) 様式の掲載及び修正

従前のマニュアルに掲載がなかったアレルギーに関する各種様式についても掲載するようにしました。また、一部の様式に関して、運用の実態に即した形で修正を行いました。

II 食物アレルギーとは

- ・食物アレルギーとは、食べたり、触ったり、吸い込んだりすることにより、食品に対して、体を守るはずの免疫のシステムが、過剰に反応して起きる有害な症状のこと。
- ・多くは、食品に含まれるたんぱく質が原因で起こる。

1 食物アレルギーによる症状

食物アレルギーでは、皮膚のかゆみ、じんましん、湿疹などの皮膚症状が最も多く見られる。その他、唇やまぶたが腫れる粘膜症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、咳やゼイゼイした呼吸・息苦しさなどの呼吸症状も引き起こされる。これらの複数の症状が急激に起きることを『アナフィラキシー』といい、さらに血圧低下や意識障害を伴うものを『アナフィラキシーショック』という。（表1参照）

【表1】 食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚症状	じんましん、あかみ、かゆみ、湿疹
粘膜症状	結膜充血、唇やまぶた、顔面の腫れ、むくみ、飲み込みづらさ
呼吸器症状	鼻汁、鼻閉（鼻づまり）、咳、声のかすれ、喘鳴（ゼイゼイした呼吸音）、息苦しさ、呼吸困難、チアノーゼ
消化器症状	腹痛、嘔吐、下痢
全身症状 (ショック症状)	元気がない、横になりたがる、ぐったりする、血圧低下、意識消失、立ち上がりが难しい、脈が速くなる

アナフィラキシー症状のなかで危険性の高い症状は、咳や喘鳴（ゼイゼイした呼吸音）といった呼吸器障害であり、あえぐような強い呼吸困難は危険な兆候といえる。強い腹痛、繰り返す嘔吐、ぐったりした様子などは、ショック症状に至る可能性があり、注意が必要になる。

全身症状（ショック症状）は、冷や汗や手足の冷え、顔色が悪くなる、脈が速くなるなどの症状が見られるようになり、さらに進行して意識が朦朧となる、脈が触れにくく遅くなる、息づかいが弱いという状況は、生命の危機が迫っていることを示す。（表2参照）

【表2】 アナフィラキシーの重篤度

軽い症状 (グレード1)	口内の違和感、口唇のしびれ、局所的じんましん、気分の悪化、吐き気、軽い腹痛
中等度の症状 (グレード2)	全身のじんましん、のどが詰まった感じ、胸が苦しい、喘鳴（ゼイゼイした呼吸音）、繰り返す嘔吐、ぐったりする
強い症状 (グレード3)	呼吸困難、冷や汗、手足の冷え、顔色が悪くなる、血圧低下、意識消失

【アナフィラキシーとは】

即時型食物アレルギーの反応の中でも、じんましんだけや腹痛だけなど一つの臓器にとどまらず、皮膚（発赤やかゆみ）、呼吸器（咳、ゼイゼイした呼吸、呼吸困難）、消化器（腹痛、嘔吐）、循環器（脈が速い、血圧低下）、神経（意識の変化）など複数の臓器に重い症状が現れるものをアナフィラキシーと呼ぶ。

食物以外にも、薬物やハチ毒などが原因で起こる。血圧低下や意識障害などのショック障害を伴う場合は、アナフィラキシーショックと呼び、生命をおびやかす危険な状態である。

2 食物アレルギーのタイプ

◇即時型

アレルゲン食品の摂取後、2時間以内に症状が出現する。

その多くは15分から30分以内に発症する。

・口腔アレルギー症候群

アレルゲン食品（果物や野菜類が多い）が口の粘膜に触れることによって症状が現れる接触じんましんの一つ。消化されると反応しなくなるため、ふつうは口の中がピリピリしたりかゆくなったりするだけだが、大量に食べて全身症状ができることがある。

・食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食後運動するとアナフィラキシーが起こることがある。

◇非即時型

アレルゲン食品の摂取後、1時間から2時間以降に症状が出現する場合もある。

3 食物アレルギーの診断と検査

- ・問診、食物日誌
- ・皮膚テスト…プリックテスト、スクラッチテスト、20分間パッチテスト
- ・血液検査…血中抗原得異性的 IgE 抗体検査、好塩基球ヒスタミン遊離試験
- ・食物経口負荷試験

4 食物アレルギーの治療方法

◇薬物療法

- ・食物アレルギーの予防薬
抗ヒスタミン薬、クロモグリク酸ナトリウム（経ロイナール®）
- ・食物アレルギーの対症療法
抗ヒスタミン薬、気管支拡張薬、ステロイド剤、
アドレナリン自己注射薬（以下エピペン®）

◇食事療法

※正しいアレルゲン診断に基づく「食べること」をめざした必要最小限の食品の除去が基本である。

- ・アレルゲン除去食…調理する時、原因食物（アレルゲン食品）を食材として用いない。
- ・調理による低アレルゲン化…加熱調理によるアレルゲン性の低下が可能な食品もある。
(例) 卵
- ・低アレルゲン化食品の利用…カゼイン加水分解乳、牛乳アレルゲン除去調整粉乳など
- ・アレルギー物質の食品表示…表示義務の特定原材料（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、いか）と表示の推奨食品をあわせても 25 品に限られている。

5 学校生活における配慮

- ・アレルゲン食品への接触防止策…座席の配置、給食当番、掃除当番など
- ・教材や日常生活での配慮…調理実習、小麦粘土、植物栽培など
- ・学外活動、地域活動…宿泊活動、体験活動、工場見学など
- ・クラスの子どもたちの理解

【参考文献：「よくわかる食物アレルギーの基礎知識 2014 年改訂版」

（独）環境再生保全機構 発行】

III 学校における食物アレルギーを有する児童・生徒の把握から 対応実施まで

狛江市立小・中学校における食物アレルギーを有する児童・生徒の対応については、医師の指示に従い、対応可能な範囲において除去食の食物アレルギー対応を行う。

【食物アレルギー対応における校内体制について】

食物アレルギーを有する児童・生徒やその保護者が、学校生活に対する不安を解消できるように、早い時期に食物アレルギー原因食物や誤って摂取した際の症状やエピペンの使用の有無など、正確な情報を保護者からしっかりと収集し、実態の把握に努めるとともに、万が一の時に備え、全ての教職員が理解し、適切に対応できる体制を整備する。そのために、年1回以上保護者との面談を実施し、給食の提供内容、処方薬等の扱いについて保護者と教職員の共通理解を図ること。

(1) 情報の把握について

(※ 各様式の内容の説明については、「VI 様式について」を参照)

①小学校 新1年生に関して

「学校でのアレルギー疾患対応について（様式1）」及び「アレルギー疾患対応調査票（様式2）」を就学時健康診断の通知書を送付する際に同封する。

その後、学校教育課学務保健係に「アレルギー疾患対応調査票（様式2）」の提出があった場合は、アレルギーの状況、学校での取組の希望の有無及び医師の診断状況等をヒアリングし、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり【保護者用・主治医用】（様式14）」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を渡し、医療機関の診断を受けて小学校に提出するよう保護者へ要請する。

また、小学校は、送付されてきた「アレルギー疾患対応調査票（様式2）」のコピーを元に学校は保護者と連絡を取り、面談を行い、学校生活におけるアレルギー対応の取組を決定する。

②中学校 新1年生に関して

市内小学校においてアレルギー疾患対応を行っている小学校6年生の児童に対し、小学校で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」、「中学校給食対応意向確認書（様式12）」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり【保護者用・主治医用】（様式14）」を配付する。

その後、小学校に提出された「中学校給食対応意向確認書（様式12）」を学校給食係は回収し、保護者と連絡を取り、進学先の中学校とともに面談を行い、学校生活におけるアレルギー対応の取組を決定する。あわせて、12月中に小学校6年生の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」のコピーを進学先の中学校に送付する。

③在校生、転入生に関して

保護者からアレルギー対応の希望があった際に、在籍している各小・中学校で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり【保護者用・主治医用】（様式14）」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を渡し、医療機関の診断を受けて各小・中学校に提出するよう保護者へ要請する。その後、提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を元に、面談を行い、学校生活におけるアレルギー対応の取組を決定する。

（2）「取組プラン」決定について

学校長は、管理職、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭・栄養職員（以下栄養職員）、給食調理員等で構成される食物アレルギー対応委員会で連携を図りながら、食物アレルギーを有する児童・生徒の保護者と、「泊江市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアル」（以下、「本マニュアル」という）、保護者が持参した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」及び「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」をもとに面談を行う。面談の内容は、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」に追記する。各対象児童・生徒個別の「取組プラン」を検討し、給食の対応の内容について決定するとともに「緊急時個別対応カード（様式4）」を作成する。「緊急時個別対応カード（様式4）」は、「専用P H S番号取扱いカード」とともに児童・生徒各々「赤ファイル」に保管する。

【保護者との面談のポイント】

- ◆新入学児童・生徒については、幼稚園、保育園及び小学校等での対応についてもできる限り、聞き取りを行う。
- ◆給食における調理の方式や状況を説明し、学校生活において「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え保護者との共通理解・同意を得て、給食対応について決定していく。栄養職員は、学校長による対応の可否及び対応できる範囲を見極めるために、学校教育課学務保健係、学校給食係や学校長の基本的な方針を踏まえ、学校として対応できる範囲を意識しながら、保護者と面談を行い、保護者の希望、保護者がどの程度協力できるか等についても留意して聞き取る。また、食物アレルギー対応には保護者の協力が欠かせないこと等、必要な事柄を保護者が

理解・同意を確認したうえで、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を作成し、この「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」は、同意書及び正式な「取組プラン」とする。

- ◆食材を扱う授業、運動、校外学習、宿泊学習時の配慮事項について聞き取る。
- ◆養護教諭はエピペン®の使用の有無についても確認するとともに、消防機関への情報提供の有無、学校における管理の方法や取扱いについて聞き取る。
- ◆アレルギー対応を解除する際には、医師の診断が必要であることを説明する。
- ◆校長は、食物アレルギーの情報をプライバシーの保護に十分留意しつつ、これらの情報を学校内で共有し、転出学校及び進学先へ引き継いでいくことも保護者に確認する。

【その他留意点】

- ◆特定の食物と運動の組み合わせで発症する食物依存性運動誘発アナフィラキシーがあるので、給食後の運動、昼休みの活動や体育の授業などには十分に気をつける。

（3）学校における管理体制

① 「食物アレルギー対応委員会」を設置

校長は、管理職、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養職員、給食調理員等で構成される「食物アレルギー対応委員会」を設置し、各学校における食物アレルギー対応に関する全体的な取組内容を定める。

「食物アレルギー対応委員会」は、食物アレルギー対応の実施にあたっての学校としての課題に取り組むとともに、学校のアレルギー対応環境整備を進める役割を担う。さらに、献立や緊急時対応を確認し、ヒヤリ・ハット事例の検証と報告を行い、併せて学年当初等に立てた取組プランの検証を行うなど、円滑な運営と改善に努めるものとする。

② 校内研修会の実施

食物アレルギー疾患を有する児童・生徒が在籍する学校の校長は、全教職員に食物アレルギー、アナフィラキシー症状などに関して正しく理解させるとともに、エピペン®等の取扱い方や緊急時の対応について適切に対応できるよう、エピペン®投与（エピペン®トレーナー）実習を含む校内研修等を定期的に実施して、共通理解を得て、協力体制をつくること。また、食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担を明確にするなどの組織的対応の体制を明確にし、校内の対応すべき児童・生徒の全体を把握し、情報の共有化を図る。

エピペン®トレーナー借受先

ファイザー株式会社 エピペン カスタマーサポートセンター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-27-12 池袋ウェストパークビル8階

フリーダイヤル 0120-303-347

その他、ヒヤリ・ハット事例の検証や食物アレルギー、アナフィラキシー症状が発症することが想定される場面（給食、食物・食材を扱う活動（図工・美術、家庭科、特別活動等）、校外学習・宿泊行事、運動（体育、部活動等））を認識しておく。

③ 教職員の役割分担

緊急時に各教職員が具体的に何をするか決めておく。役割分担にあたっては、「緊急時対応役割分担チェックシート（様式8）」を活用する。

教職員	主な役割
1 リーダー（管理職）	<ul style="list-style-type: none"> 役割の確認及び教職員への指示する
2 観察する係 (発見者)	<ul style="list-style-type: none"> 現場を離れず、子供の観察及び人を集め 準備する係及び連絡する係を依頼する 管理職到着まで、リーダーを代行する 「赤ファイル」及びホットラインを使用する (主治医への連絡) エピペン®の使用及び介助、薬の内服介助を行う 心肺蘇生やAEDを使用する
3 準備する係 (教職員 A)	<ul style="list-style-type: none"> 「赤ファイル」、「本マニュアル」、PHS、エピペン®、内服薬及びAEDを準備する エピペン®の使用及び介助、薬の内服介助を行う 心肺蘇生やAEDを使用する
4 連絡する係 (教職員 B)	<ul style="list-style-type: none"> 救急車要請する（119番通報） 管理職を呼び、保護者への連絡を行う さらに人を集め（校内放送を用いるなど）
5 記録する係 (教職員 C)	<ul style="list-style-type: none"> 観察を開始した時刻、エピペン®及び薬を使用した時刻等を5分おきに記録する
6 その他の係 (教職員 D)	<ul style="list-style-type: none"> 他の児童及び生徒への対応を行う 救急車を誘導する エピペン®の使用及び介助、薬の内服介助を行う 心肺蘇生やAEDを使用する など

【役割分担のポイント】

- 管理職は、状況を把握、分析して対応を決定する。
- 児童・生徒のケア、救急車の要請をする者など短時間で対応できるよう複数に分担する。
- エピペン®、心肺蘇生及びAEDの使用及び介助は複数人で行う。
- 管理職、養護教諭、担任がそれぞれ不在の場合も想定して役割分担を作つておく。
- エピペン®は誰でも使用できるようにしておく。

- ・人数が6人揃わない場合は、それぞれの役割を兼ねるなど臨機応変に対応する。

④ 対象者の把握と対応決定

全教職員は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」に関する情報及び「本マニュアル」の保管場所を共有する。また、エピペン®を処方された児童・生徒のエピペン®の保管場所を確認（原則、児童・生徒の通学カバン等）すること。病院から2本処方してもらい、本人保管と学校保管とする対応も有効である。

⑤ 児童・生徒の緊急を要する症状の把握

日頃から保護者と主治医から、どの症状の時に救急搬送すべきかなどの情報を共有し、確認しておく。

（4）食物アレルギー対応の解除

保護者から取組解除の申し出があった場合は、「食物アレルギー対応取組解除申出書（様式6）」を提出してもらい、取組解除とする。

（5）エピペン®の取扱い等について

アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童・生徒に対し、救命の現状に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられる。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行つた行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられる。

参照：文部科学省通知「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について

（21ス学健第3号 平成21年7月30日）

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財）日本学校保健会

監修：文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

（6）食物アレルギー対応における教職員の役割について

【学校長・副校長（管理職）の役割】

- 教職員の共通理解が持てるよう指導する。
- 全教職員に対して食物アレルギー緊急時対応についての研修会を実施する。
- 食物アレルギー対応委員会を設置し、各学校における食物アレルギー対応に関する全体的な取組内容を定める。
- 食物アレルギー症状の発症及び誤食が発生した場合は、学校教育課学務保健係へ連絡する。学務保健係で内容を確認の上、給食の関連するアレルギー事案の場合は、学校給食係から学校へ連絡をする。後日、学校は「管理下管理外 児童・生

徒の事故報告書（様式 11）、（指導室事故報告書 様式 3 と同様）」を作成し、学務保健係へ提出する。

- 内服薬及びエピペン® や「赤ファイル」及び「食物アレルギー個別取組プラン（面談調査書）（様式 5）」の保管場所を確認する。
- 「マニュアル」に基づき、各教職員が対応しているかチェックする。
- 「取組プラン」について、教職員の共通理解を徹底する。
- 保護者との面談の調整及び出席者について決定する。
- 進学先の中学校へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」及び「赤ファイル」の中身を引き継ぐ。
- 「食物アレルギー個別取組プラン（面談調査書）（様式 5）」を作成する。
- 次年度の対応確認（更新）のため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」作成のための受診を依頼する。

【学級担任の役割】

- 原因食物や症状、薬の所持や家庭での対応状況を把握する。
- エピペン® の使用の有無、及び学校で個人が使用するエピペン® の保管を希望の有無を確認する。
- 保護者からの申し出をすぐに関係職員に伝え、連携を図るとともに、緊急時の体制も関係職員に周知する。
- 食物アレルギーを有する児童・生徒が安全に給食時間を過ごせるように努める。
- 給食を受け取るときには、必ず食物アレルギーの確認を行う。
- 学級での配膳の際、最初に対応食が本人に配膳されているかを確認する。
＝給食当番が配膳せず、本人が行う。

【養護教諭の役割】

- 面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握する。
- 「アレルギー疾患対応調査票（様式 2）」（小学校）、「中学校給食対応意向確認書（様式 12）」（中学校）を確認し、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」の管理・保管をする。
- 内服薬及びエピペン® の使用の有無及び学校で使用するエピペン® の取扱いについて確認する。
- 食物アレルギーのある児童・生徒の実態を把握し、学級担任、栄養職員との連携を図る。
- エピペン® の取扱いについて、全教職員に周知する。
- 食物アレルギーを発症した場合の措置方法を確認しておく。
- 「赤ファイル」を作成する。

- 中学校については、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を作成する。
- 次年度の対応確認（更新）のため、前もって「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」作成のための受診を依頼する。学校の実態に応じて早めに行っても良い。

【栄養職員の役割】

- 面談に出席し、原因食物、症状及び家庭での対応状況を把握する。
- 学校給食でどのような対応ができるかを判断し、取組を決定。校長に報告する。
- 献立作成や作業工程表を作成する時に、アレルゲンを含む食品には注意を払うとともに、混入がないように除去食等の食物アレルギー対応食の調理について給食調理員に指示する。
- 学級担任や養護教諭との連携を図る。
- 「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を作成する。
- 使用する食品の原材料を確認する。
- 献立の詳細な内容（食材名が分かるもの）を保護者に提示する。
- 次年度の対応確認（更新）のため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」作成のための受診を依頼する。学校の実態に応じて早めに行っても良い。

【給食調理員の役割】（給食調理委託校及び給食センターについては給食センター委託業者調理員も含む）

- 原則として面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握する。
- 食物アレルギーのある児童・生徒の実態について理解し、除去食等の内容を確認する。
- 栄養職員の当日の調理指示のもと、除去する食品、作業工程及び作業動線を確認し、調理作業する。

【全教職員の役割】

- 予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、適切な対応を取る。
- エピペン®や「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」及び「赤ファイル」の保管場所を必ず確認しておく。

（7）フローチャート

前述した児童・生徒の把握から取組実施までの流れについては、次のフローチャート（食物アレルギー専用）を参照。

【小学校新一年生の場合】

①学校教育課学務保健係は、保護者への就学時健診の案内送付時に「学校でのアレルギー疾患対応について(様式1)」と「アレルギー疾患対応調査票(様式2)」を配付する。《9~10月》



②学校教育課学務保健係は、「アレルギー疾患対応調査票(様式2)」の提出があった児童の保護者にヒアリングを行ったうえ、対応を希望する場合には「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」及び「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり[保護者用・主治医用](様式14)」を配付する。学校教育課学務保健係は、連絡の上、保護者に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」及び「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり[保護者用・主治医用](様式14)」を入学予定校に提出するよう要請する。《10~11月》



対応希望あり ③へ



対応希望なし 【通常給食】

③保護者は、医療機関で「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」の記入を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」の必要部分を保護者が記入後、学校に提出し、給食対応(面談)を申請する。《11~2月》



④保護者と学校で、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」、各小学校の対応委員会での話し合いを基に面談し、その場で保護者の同意を受け、正式な「取組プラン」を決定し、作成した「緊急時個別対応カード(様式4)」を保護者に確認してもらい、「専用PHS番号取扱いカード」とともに保管し、「赤ファイル」を作成する。《1~3月》



⑤学校長は、職員会議等で、「取組プラン」について、教職員の共通理解を徹底する。《3~4月》



⑥学校は、面談又は文書で、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」を用いて、保護者と次月1ヵ月間の給食対応を決定していく。《毎月末。25日前後》



⑦学校は、次年度の対応確認(更新)のため、1月分の「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」を配付時等に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」作成のための受診を依頼し、面談日程を調整するため保護者に連絡する。《12月》

【中学校新一年生の場合】

①学校教育課学校給食係の依頼を受け、小学校は、食物アレルギー対応を行っていた6年生に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」、「学校給食対応意向確認書(様式12)」及び「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり[保護者用・主治医用](様式14)」を配付する。その後、対応の希望がある児童の「学校給食対応意向確認書(様式12)」を回収し、学校教育課学校給食係へ送付し、提出のあった生徒の情報については、中学校とも共通理解を持つ。あわせて、小学校は、6年生の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」のコピーを進学先の中学校に送付する。《12月》



対応希望あり ②へ



対応希望なし 【通常給食】



②学校教育課学校給食係は、保護者からの給食対応(面談)の申請を受けて、「学校給食対応意向確認書(様式12)」の提出があった児童の保護者へ面談の日程調整を行う。《12月目安》



③保護者は、医療機関で「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」の記入を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」の必要部分を記入する。《12月～1月目安》



④保護者と中学校及び学校教育課学校給食係で、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」を基に面談し、その場で保護者の同意を受け、正式な「取組プラン」を決定し、作成した「緊急時個別対応カード(様式4)」を保護者に確認してもらい、「専用PHS番号取扱いカード」とともに保管し、「赤ファイル」を作成する。《1月～4月給食開始まで》



⑤校長は、職員会議等で、「取組プラン」について、教職員の共通理解を徹底する。《3～4月》



⑥学校教育課学校給食係は、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」で保護者とともに給食対応を決定し、中学校と中学校経由でアレルギー対応が必要な生徒・保護者に通知するとともに中学校へ詳細な献立表を送付する。保護者は、「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」の必要部分を記入、押印し、学校教育課学校給食係へ送付する。《前々月末～前月末目安》



⑦中学校は、次年度の対応確認(更新)のため、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」作成のための受診を依頼し、学校教育課学校給食係は、面談日程を調整するため保護者に連絡する。《12月》

【転入生の場合】

①学校教育課学務保健係及び学校は、転入時にヒアリングを行ったうえ、対応を希望する場合には「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)(様式5)」、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり[保護者用・主治医用](様式14)」を配付し、学校に提出するよう要請する。



対応希望あり ②へ



対応希望なし 【通常給食】



②保護者は、医療機関で「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」の記入を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)(様式5)」の必要部分を記入後、学校に提出し、給食対応(面談)を申請する。中学校においては、学校教育課学校給食係にコピーを送付する。

※アレルギー症状がある場合には、学校及び学校教育課学校給食係は保護者から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)(様式5)」が学校に提出され、「取組プラン」及び給食の対応が決定するまで、給食の提供は行わず、自宅から弁当を持参してもらう。



③保護者と学校(中学生については学校教育課学校給食係も含む)で、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)(様式5)」を基に面談し、その場で保護者の同意を受け、正式な「取組プラン」を決定し、作成した「緊急時個別対応カード(様式4)」を保護者に確認してもらい、「専用PHS番号取扱いカード」とともに保管し、「赤ファイ儿」を作成する。



④学校長は、職員会議等で、取組プランについて、教職員の共通理解を徹底する。



⑤学校は、面談又は文書で、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」を用いて、保護者と次月1ヵ月間の給食対応を決定していく。《毎月末・25日前後》中学校については、学校教育課学校給食係の栄養職員が「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」で保護者とともに給食対応を決定し、中学校と中学校経由でアレルギー対応が必要な生徒・保護者に通知するとともに中学校へ詳細な献立表を送付する。《前々月末～前月25日目安》



⑥学校は、次年度の対応確認(更新)のため、1月分の「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」を配付時等に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」作成のための受診を依頼し、面談日程を調整するため保護者に連絡する。《12月》

【在校生の場合】

①児童・生徒の訴え、保護者からの連絡、保健調査票の記載等により、学級担任、養護教諭及び管理職等が、給食対応が必要だと判断した場合、管理職に報告後、食物アレルギー対応委員会にて検討する。



②担任から保護者へ、詳しい内容確認のため「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり[保護者用・主治医用](様式14)」を配付し、受診を依頼する。同時に「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」を配付する。



対応希望あり ③へ



対応希望なし 【通常給食】



③保護者は、医療機関で「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」の記入を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」の必要部分を記入後、学校に提出し、給食対応(面談)を申請する。

※アレルギー症状がある場合には、学校及び学校教育課学校給食係は保護者から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」と「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」が学校に提出され、「取組プラン」及び給食の対応が決定するまで、給食の提供は行わず、自宅から弁当を持参してもらう。



④保護者、学校と学校教育課学校給食係で、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」、「食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)(様式5)」を基に面談し、その場で保護者の同意を受け、正式な「取組プラン」を決定し、作成した「緊急時個別対応カード(様式4)」を保護者に確認してもらい、「専用PHS番号取扱いカード」とともに保管し、「赤ファイル」を作成する。



⑤学校長は、職員会議等で、取組プランについて、教職員の共通理解を徹底する。



⑥学校は、面談又は文書で、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」を用いて、保護者と次月1ヵ月間の給食対応を決定していく。《毎月末、25日前後》中学校については、学校教育課学校給食係の栄養職員が「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表(様式7)」で保護者とともに給食対応を決定し、中学校と中学校経由でアレルギー対応が必要な生徒・保護者に通知するとともに中学校へ詳細な献立表を送付する。《前々月末～前月25日目安》



⑦学校は、次年度の対応確認(更新)のため、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(様式3)」作成のための受診を依頼し、学校(小学校)または学校教育課学校給食係(中学校)は、面談日程を調整するため保護者に連絡する。学校の実態に応じて早めに行っても良い。《12月》

学校給食における食物アレルギー対応について（小学校版）

本項目は、前項目で説明した取組プランに基づいて行われる給食対応について、必要な事項を定める。

（1）基本的な対応方針

- ① 各小学校の給食施設、食物アレルギーのある児童の状況等に基づき、医師の指示（「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」）に従い、学校として対応可能な範囲で食物アレルギーのある児童への食物アレルギー対応食を提供する。
- ② 食物アレルギーのある児童へは、医師の診断に基づいた除去を行いながら、適切な栄養の確保及び給食の質を維持するよう配慮する。
- ③ 提供については、対象者に関する情報（学級・氏名・原因食物等）を基に、対象者個別の留意点等を確認し、調理や配膳におけるミスが未然に防止できるよう考慮しながら下表のとおり行う。

手順	実施主体	区分	時期	具体的内容
①対象者の確認	学校教育課 小学校	原因食物一覧	年度当初 変更時	対象者の学年・クラス・氏名・原因食物等の確認
②除去食調理業務の協議	小学校 保護者	食物アレルギー対応食調理	実施前 実施日	対象者別の調理方法、調理担当者、除去原因食物の確認等
③配膳前準備	栄養職員	食札（日付、学年、学級、氏名、献立名、原因食物を明記）	実施前 実施日	対象者別の原因食物、献立、留意事項の整理・確認
④食物アレルギー対応食の調理	給食調理員	チェックリスト等	実施日 実施前	調理・配食の留意事項及び調理工程におけるチェックリストの確認
⑤配膳	対象児童 学級担任等	確認表等	実施日	対象児童の氏名、献立、原因食物、留意事項の確認

（2）食物アレルギー対応についての留意点

食物アレルギーは生命に関わる場合もあるので、食物アレルギー対応食の調理時や給食時間においては、原因食物の混入、また、原因食物の誤食や誤配が無いようにチェック体制を整えるなど十分に注意し、リスクを減らすこと。

もし、誤食等が起きてしまった場合は、それがなぜ起きたのかを検証し、その情報を学校教育課学校給食係や学校の教職員が共有するとともに、再発の防止に努めること。

【小学校給食における食物アレルギー対応の種類】

ア 除去食の提供

- ・調理の過程で、食物アレルギーの原因となる食物を除いて調理して提供する。
=「少量可」の場合、市販品（パン等）・調味料等の含まれる物、揚げ油については、許容範囲として「可」とする。
- ・アレルギーの原因食物（アレルゲン）を除くことができない場合は、家庭から代替弁当（代替品）を持参とする。

イ 代替弁当（代替品）対応（完全弁当方式・一部弁当方式）

- ・アレルギーの原因食物（アレルゲン）が多種類にわたる場合は、家庭から給食の代替品として全部または一部持参する。
- ・「除去食の提供」ができない場合は、家庭から給食の代替品として、全部または一部弁当対応とする。
- ・主食または副食を持参する場合でも、保護者と相談し、食べられるものは給食として提供する。

※学校対応が多種類になる場合等、対応が厳しい時も代替弁当（代替品）を依頼することがあることを、事前に確認しておく。

※弁当は、原則本人管理とし、喫食前に担任が確認する。

ウ その他（補足対応）

・ピンクトレーの使用

※食物アレルギー対応食が提供されている児童と通常の給食が提供されている児童の見分けを明確にするため、アレルギー対応が必要とされる児童については、除去食等で対応する日にはピンクトレーを使用する。除去食、代替弁当（代替品）等の持参により、アレルギー対応の必要がない献立日には、使用しない。

・おかわりの制限

※混入等による誤ったアレルギーの原因食物（アレルゲン）の摂取を防ぐため、除去食・代替弁当（代替品）の持参の献立日には、すべての献立をおかわりさせないようにする。

※除去食等の食物アレルギー対応の必要がない献立日には、その限りではない。
※飲用牛乳のみ不可の場合は、ピンクトレーを使用せず、おかわりも可とする。

(3) 対応決定の判断基準

- ① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」で、医師から食物アレルギー疾患及びそのアレルゲンが診断されており、除去の程度等が記載されている。
- ② 家庭でも除去対応を行っている。（医師の診断のもと、経口免疫療法を行っている場合は、治療の一環であるため、家庭で除去対応を行っていると考える。）

(4) 対応決定における留意点

- ① 食物アレルギーの対応にあたっては、「食物アレルギー対応委員会」（校長、副校长、学級担任、養護教諭、保健主任、栄養職員、給食調理員等）をはじめ、教職員が連携を図り、共通理解に努める。
- ② 除去食については、対応が可能な設備や人員等が確保できる場合のみ対応することとする。また、安全確保のために、全体の作業量、作業動線等の対応限度を超えないようにすることを原則とする。

(5) 新たな食物アレルギー対応が必要な場合

新たに除去食の必要が生じたりするなど、病状の変化があった場合は、必ず「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」を提出してもらう。

(6) 年度が変わるべきの手続き

- ① 次年度も食物アレルギーの対応を継続する場合は、年度末までに保護者に対し、次年度に活用する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を配付し、次年度に向けた取組プランを作成する。
- ② 保護者から取組解除の申し出があった場合は、「食物アレルギー対応解除申出書（様式6）」を提出してもらい、取組解除とする。

【取組プラン決定後の学校給食対応のための具体的な実施手順】

◆ 基本的な流れ

- ① 栄養職員は、次月の詳細な献立表と「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」を保護者に渡し、内容の確認を依頼する。必要に応じて、電話等で取組内容について確認する。



- ② 保護者は、「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」を学校に提出する。



- ③ 栄養職員は、1ヶ月の対応内容が決定したら、学級担任に連絡する。



- ④ 給食調理員は、除去食を提供する際は、栄養職員の指示のもとに調理し、必ず中が見えるようラップをして提供を行う。（栄養職員が不在の場合に備えて十分に引継ぎをする。）



- ⑤ 給食調理員は、提供の際には、除去食及び代替弁当（代替品）であることを明確にするため、ピンクトレーに乗せ、対象児童の氏名及び学年・学級、除去した原因食物を明記した食札を貼る。（食器類に貼るでも可。）



- ⑥ 弁当や学級に届けられた除去食は、学級担任が立ち合い、配膳する。なお、補教体制の学級は担任が十分に引継ぎをする。



- ⑦ 配膳の際には、アレルゲンの混入を防ぐため、担任が責任を持って、最初に配膳されているか確認する。

【各過程での留意事項】

◆調理現場におけるアレルギー除去食の調理上の対応と留意事項

- ① 除去食がある日に対象児童が欠席の場合は、学級担任は速やかに栄養職員に連絡し、対象児童の食物アレルギー対応食は調理しない。
- ② 除去食を提供できなくなった場合には、栄養職員が事前に保護者に連絡し家庭で弁当を用意し持参してもらう。
- ③ 栄養職員と給食調理員等との打ち合わせを十分に行う。
- ④ アレルギー対応食の担当者、使用する器具、調理の順番、調理場所、食品等を確認する。
- ⑤ 納品された食品や加工食品等に除去する食品が含まれていないか確認する。
- ⑥ 給食室において、除去するべき原因食物が混入しないように調理する。

- ⑦ 調理において、取り分けたり、食品を加えたりする場合には、複数の人で確認（ダブルチェック）する。
- ⑧ 除去食は、除去すべき原因食物を入れる前に取り分け、配食する。また、除去する原因食物によっては、別鍋などに取り分けて調味及び再加熱する。その際には、中心温度等を確認し、衛生管理の徹底を図る。保存食は取らなくてもよい。
- ⑨ 調理作業中または調理が完了した除去食は、中が見えるようにラップ等で覆い、調理作業中の混入を防ぐ。

◆調理過程でアレルゲン食材が混入した場合

- ① 給食調理員はすぐに栄養職員に連絡する。栄養職員が不在の場合は、校長・副校长（管理職）に連絡する。
- ② 配膳してしまった場合は、対象児童が喫食しないよう、早急に手配する。
- ③ 可能な範囲で、再度アレルギー除去食の調理を行い、提供する。

◆調理現場での配膳での対応留意事項

- ① 配膳をする場合には、表などでチェックし、指差し、声出し確認する。
- ② 配膳時にアレルギー除去食が確実に本人に届くように、ピンクトレーを使用し、対象児童の氏名及び学年・学級、除去した原因食物を明記した食札を付ける。（食器類に貼るでも可とする。）
- ③ 食物アレルギー対応の児童が学級に複数在籍する場合は、誤配の可能性が高いため特に注意する。

◆教室での対応と留意事項

- ① 「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」を確認する。
- ② 学級に届けられた除去食等は、学級担任が「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」・食札を確認して、最初に対象児童本人に配膳し、手渡す。（学級に複数在籍する場合は、特に注意する。）
- ③ 配膳はピンクトレーを使用し、「いただきます」をするまでは、ラップ・食札を外さないようにする。
- ④ 食物アレルギー対応食を行う日には、すべての献立のおかわりをさせない。
- ⑤ 給食時に管理職、栄養職員等が教室を巡回し、児童に正しく食物アレルギー対応食が配膳され、食べている状況を把握するようにする。

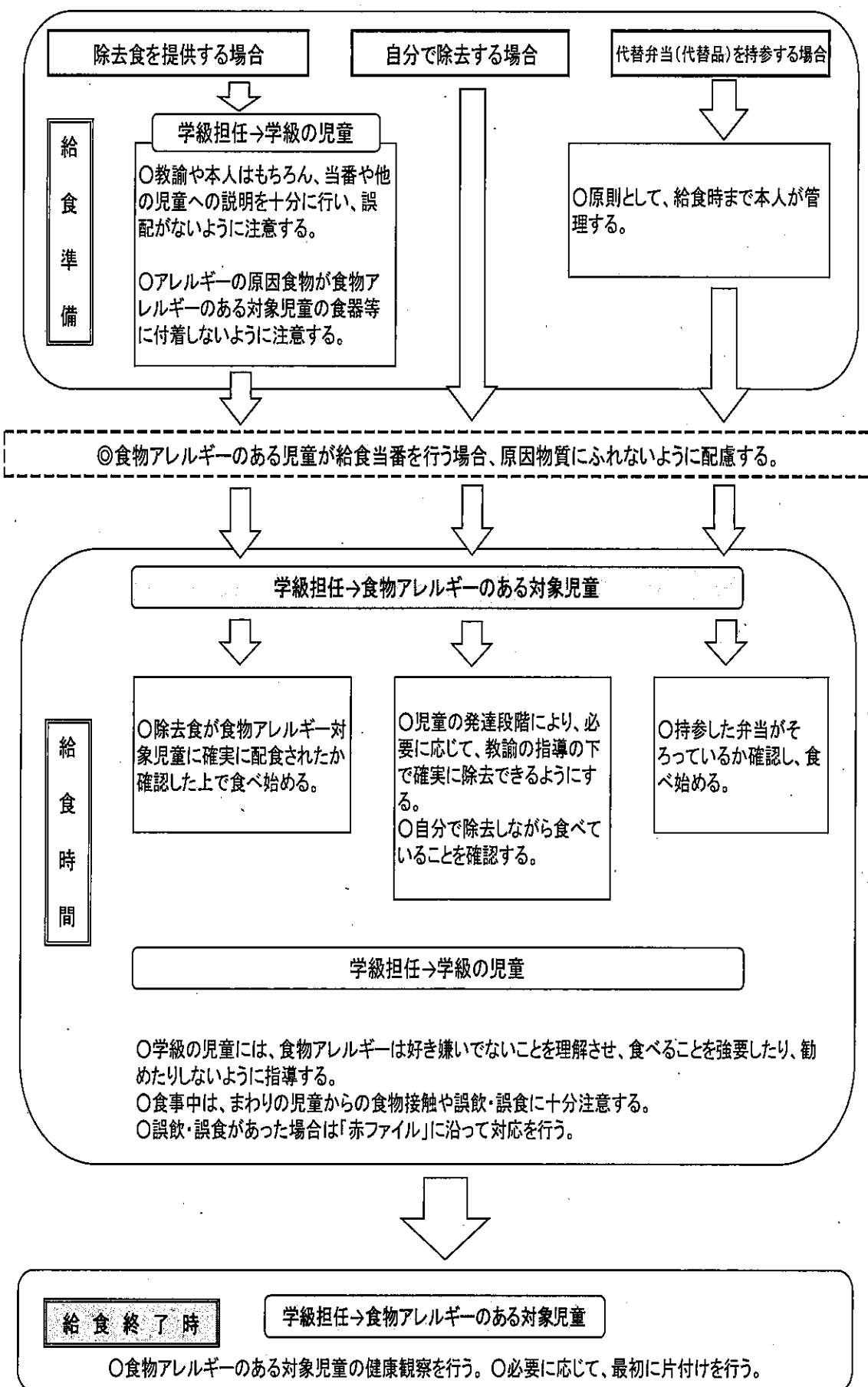
◆対象児童・生徒が喫食してしまった場合

- ① 学級担任は直ちに、職員室の教職員（校長・副校長・養護教諭・栄養職員）に連絡し、「赤ファイル」を確認し、従うようとする。
- ② 保護者へ連絡を行い、状況に応じて医療機関またはホットラインに連絡し受診の手配を行う。

◆その他

- ① 「狛江市立小中学校におけるアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表に関する取扱い要領」に従って、「取組プラン」を作成すること。
- ② 「取組プラン」等作成にあたっては、「本マニュアル」に従って行うこととし、統一した様式を使用すること。

【給食時の教室での対応と指導のフローチャート】



給食費の返還について

- ① 食物アレルギー対応児童の返還対象の食材は、家庭からの代替弁当（代替品）の一食分または限られた食材（飲用牛乳、主食（米穀・パン類及び麺類））のみとする。
- ② 飲用牛乳除去の場合の返金額は、年度初めに学校給食会から提示される供給価格に消費税を加えた金額とし、牛乳・乳飲料実施回数分返還する。
- ③ 主食（米穀・パン類及び麺類）の返金については、年度初めに学校給食会から提示される食パン 50 g の供給価格に消費税を加えた金額とし、実施回数分返還する。
- ④ 返還金については、年度末精算とし、算出根拠は小数点以下を切り捨てる。

例：食パン 50 g 32.93 円 × 年間回数 44 回 × 消費税 8 % = 1,564.8336 円

→返還金額 1,564 円

- ⑤ 返還方法は原則として保護者の口座への振り込みとし、翌年度 4 月末までに手数料を差し引いた額を振り込む。
- ⑥ 転出の児童については、その都度精算する。
- ⑦ 返還事務は、給食主任、会計事務が担当する。
- ⑧ 給食の 1 食分を家庭からの代替弁当（代替品）で対応した場合は、学年あたりの 1 食単価 × 回数分を返還する。

調理実習、校外学習での食事について

調理実習、校外学習での食事についても、学級担任は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」を確認し、的確に対応する。

学校給食における食物アレルギー対応について（中学校版）

本項目は、前項目で説明した取組プランに基づいて行われる給食対応について、必要な事項を定める。

（1）基本的な対応方針

- ① 各中学校での体制、食物アレルギーのある生徒の状況等に基づき、医師の指示（「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」）に従い、泊江市立中学校給食センターとして対応可能な範囲（面談において詳細な対応を決定）で食物アレルギーのある生徒への食物アレルギー対応食を提供する。
- ② 食物アレルギーのある生徒へは、医師の診断に基づいた必要最小限の除去を行なながら、適切な栄養の確保及び給食の質を維持するよう配慮する。
- ③ 給食の提供については、対象者に関する情報（学級・氏名・原因食物等）を基に、対象者個別の留意点等を確認し、調理や配膳におけるミスが未然に防止できるよう考慮しながら下表のとおり行う。各実施主体が責任を持って、業務を行う。最終的に、配膳員が対象生徒に食物アレルギー対応食を直接手渡す。

手順	実施主体	区分	時期	具体的な内容
①対象者の確認	給食センター職員（中学校）	原因食物一覧	年度当初 変更時	対象者の学校・学級・氏名・原因食物等の確認
②除去食調理業務の協議	給食センター栄養職員、中学校、保護者	食物アレルギー対応食調理	実施前 実施日	対象者別の調理方法、調理担当者、除去原因食物の確認等
③食物アレルギー対応食の調理	給食センター給食調理員	食札 チェックリスト等	実施日	調理・配食の留意事項及び調理工程におけるチェックリストの確認
④食物アレルギー対応食の配送	給食センター配送職員、配膳職員	食札 チェックリスト等	実施日	各中学校へ食物アレルギー対応食の確実な配送
⑤配膳前準備	配膳職員	食札 チェックリスト等	実施前 実施日	対象者別の原因食物、献立、留意事項の整理・確認
⑥配膳	対象生徒 学級担任等	食札、トレー 確認表等	実施日	対象生徒の氏名、献立、原因食物、留意事項の確認

※③～⑤の項目について、給食調理員、（栄養職員）、配送員は「アレルギーチェックリスト（様式17）」に確認チェックを行う。

(2) 食物アレルギー対応についての留意点

食物アレルギーは生命に関わる場合もあるので、食物アレルギー対応食の調理時や給食時間においては、原因食物の混入、また、原因食物の誤食や誤配が無いようにチェック体制を整えるなど十分に注意し、リスクを減らすこと。

もし、誤食等が起きてしまった場合は、それがなぜ起きたのかを検証し、その情報を給食センター職員や学校の教職員が共有するとともに、再発の防止に努めること。

【中学校給食における食物アレルギー対応の種類】

ア 除去食の提供

- ・調理の過程で、食物アレルギーの原因となる食物を除いて調理して提供する。
=「少量可」の場合、市販品（パン等）・調味料等の含まれる物、揚げ油については、許容範囲として「可」とする。※一般的には「少量可」とは、揚げ油の衣のつなぎ、ひき肉等のつなぎに使われる5g程度の量。
- ・アレルギーの原因食物（アレルゲン）を除くことができない場合は、家庭から代替弁当（代替品）を持参とする。

イ 代替弁当（代替品）対応（完全弁当方式・一部弁当方式）

- ・アレルギーの原因食物（アレルゲン）が多種類にわたる場合は、家庭から給食の代替品として全部または一部持参する。
 - ・「除去食の提供」ができない場合は、家庭から給食の代替品として、全部または一部弁当対応とする。
 - ・主食または副食を持参する場合でも、保護者と相談し、食べられるものは給食として提供する。
- ※対応が多種類になる場合等、対応が厳しい時も代替弁当（代替品）を依頼することがあることを、事前に確認しておく。
- ※代替弁当（代替品）は、原則本人管理とし、喫食前に担任が確認する。
→給食センターは、代替弁当（代替品）の場合も食札をつける。

ウ その他（補足対応）

- ・ピンクトレーの使用（1番手前に置いて、教室に配膳し、使用する。）
※食物アレルギー対応食が提供されている生徒と通常の給食が提供されている生徒の見分けを明確にするため、アレルギー対応が必要とされる生徒については、除去食、代替弁当（代替品）等で対応する日には食札・ピンクトレーを使用する。アレルギー対応の必要がない献立日には、使用しない。
- ・おかわりの制限
※混入等による誤ったアレルギーの原因食物（アレルゲン）の摂取を防ぐため除去食・代替弁当（代替品）の献立日には、すべての献立をおかわりさせな

いようにする。

※除去食等の食物アレルギー対応の必要がない献立日には、その限りではない。

※飲用牛乳のみ不可の場合は、ピンクトレーを使用せず、おかわりも可とする。

(3) 対応開始における必要な手続き （※13～15 ページのフローチャート参照）

・中学校新1年生の場合

小学校は、12月上旬に、学校教育課学校給食係の依頼で、食物アレルギー対応を行っていた6年生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」、「学校給食対応意向確認書（様式12）」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり[保護者用・主治医用]（様式14）」を配付する。その後、小学校は、対応の希望がある児童の「学校給食対応意向確認書（様式12）」を回収し、学校教育課学校給食係へ送付し、提出のあった生徒の情報については、中学校とも共通理解を持つ。あわせて、6年生の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」のコピーを進学先の中学校に送付する。

学校教育課学校給食係は、保護者からの給食対応（面談）の申請（「学校給食対応意向確認書（様式12）」の提出）を受け、保護者と面談日程の調整を行う。

また、保護者は、医療機関で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」の記入を受け、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」と「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」の必要部分を保護者が記入する。その後、保護者と中学校及び学校教育課学校給食係は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」を基に面談し、その場で保護者の同意を受け、正式な「取組プラン」を決定する。続いて、作成した「緊急時個別対応カード（様式4）」を保護者に確認し、「専用PHS番号取扱いカード」とともに保管し、「赤ファイル」を作成する。学校教育課学校給食係は、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」で保護者とともに給食対応を決定し、中学校経由でアレルギー対応が必要な生徒・保護者に通知し、詳細な献立表を中学校に送付する。保護者は、「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」の必要部分を記入、押印し、学校教育課学校給食係へ送付する。

・転入生の場合

転入時に、学校は、転入生にアレルギー対応内容について説明を行った上で、ヒアリングを行い、必要に応じて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式5）」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり[保護者用・主治医用]（様式14）」を配付し、医師の受診を依頼し、その後の対応を進めていく。

(4) 対応決定の判断基準

- ① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」で、医師から食物アレルギー疾患及びそのアレルゲンが診断されており、除去の程度等が記載されている。
- ② 家庭でも除去対応を行っている。（医師の診断のもと、経口免疫療法を行っている場合は、治療の一環であるため、家庭で除去対応を行っていると考える。）

(5) 対応決定における留意点

- ① 食物アレルギーの対応にあたっては、「食物アレルギー対応委員会」（校長、副校长、学級担任、養護教諭、保健主任、給食センターの栄養職員、給食調理員等）をはじめ、教職員が連携を図り、共通理解に努める。
- ② 除去食については、対応が可能な設備、対応人数の限度、調理方法等可能な場合のみ対応することとする。また、安全確保のために、全体の作業量、作業動線等の対応限度を超えないようにすることを原則とする。

(6) 新たな食物アレルギー対応が必要な場合

新たに除去食の必要が生じるなど、病状の変化があった場合は、必ず「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」と必要に応じて「アレルギー検査結果表」を提出してもらう。

(7) 年度が変わるべき手手続き

- ① 次年度も食物アレルギーの対応を継続する場合は、年度末までに保護者に対し、学校から次年度に活用する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」を配付し、次年度に向けた取組プランを作成する。
- ② 保護者から取組解除の申し出があった場合は、「食物アレルギー対応解除申出書（様式6）」を提出してもらい、取組解除とする。

【取組プラン決定後の学校給食対応のための具体的な実施手順】

◆ 基本的な流れ

- ① 給食センターの栄養職員は、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」を前々月末までに中学校を通して保護者に送付する。


- ② 保護者は、「詳細な献立表」と「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」を確認し、「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」に対応内容を記入し、前月10日頃までに中学校に提出する。


- ③ 中学校は、保護者から提出された「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式

7)」を速やかに給食センターに送付する。



④ 必要に応じて、給食センターの栄養職員は、電話で取組内容について確認する。



⑤ 給食センターにおいて、1ヵ月の対応内容が決定したら、前月25日を目途に中学校と保護者に通知する。あわせて、速やかに学級担任は対応内容について確認する。「アレルギーチェックリスト（様式17）」も各中学校へ送付する。



⑥ 保護者と生徒は対応内容を再確認する。



⑦ 給食センターの給食調理員は、除去食を提供する際は、栄養職員の指示のもとに調理し、全ての料理を専用の容器で提供を行う。また、代替弁当（代替品）の場合も食札をつける。

※「アレルギーチェックリスト（様式17）」
を、用いて、給食調理員、栄養職員、配
送職員、配膳員が除去食の確認を行う。

⑧ 給食センターから各中学校へ除去食を確実に配達する。除去食を確実に仕分けし、異なる中学校や学級で、除去食が誤配達されないようにする。



⑨ 配膳員は、提供の際には、除去食及び代替弁当（代替品）であることを明確にするため、対象生徒名、学年・学級及び除去した原因食物を明記した容器や食札とピンクトレーを確認する。



⑩ 除去食及び代替弁当（代替品）の食札がある日には、生徒本人が除去食を配膳場所に取りに行く。配膳員は、食物アレルギー対応の生徒が学校に複数在籍する場合は特に注意して、誤配を防ぐため、確実に本人に手渡す。



⑪ 誤配を防ぐため、取りに行った除去食や代替弁当（代替品）を、学級担任が確実に配膳されているか確認する。なお、補教体制の学級は担任が十分に引継ぎをする。

【各過程での留意事項】

◆調理現場におけるアレルギー除去食の調理上の対応と留意事項

- ① 除去食がある日に対象生徒が欠席の場合、保護者は可能であれば給食センター職員に午前9時までに連絡し、連絡のあった対象生徒の食物アレルギー対応食は調理しない。その旨を給食センターの職員は、配膳員へ連絡する。（午前9時以降の連絡については、除去食の調理は指示通り行い、学校へ配送とともに、給食センターの職員は、その旨を学校と配膳員に連絡する。）
- ② 給食前日までに、予定していた除去食を提供できなくなったことが分かった場合には、給食センターの職員が、保護者に連絡し、協議し、場合によっては、家庭から弁当を用意し持参してもらえるよう依頼する。結果については、学校にも連絡する。
- ③ 給食センターの栄養職員と給食調理員との打ち合わせを十分に行う。
- ④ 給食センターの栄養職員は、取組内容を確認するとともに、必要に応じて、保護者へ電話等で確認する。
- ⑤ 納品された食品や加工食品等に除去する食品が含まれていないか確認する。
- ⑥ 除去すべき原因食物が混入しないように十分注意する。
- ⑦ 調理において、取り分けたり、食品を加えたりする場合には、複数の人で確認（ダブルチェック）する。
- ⑧ 除去食は、除去すべき原因食物を入れる前に取り分け、配食する。また、除去する原因食物によっては、別鍋などに取り分けて調味及び再加熱する。その際には、中心温度等を確認し、衛生管理の徹底を図る。保存食は取らなくてもよい。

◆調理過程でアレルゲン食材が混入した場合

- ① 給食調理員はすぐに栄養職員に連絡する。
- ② 配送してしまった場合は、対象生徒が喫食しないよう、学校への連絡等を早急に手配する。
- ③ 原則、再度アレルギー除去食の調理を行い、提供する。

◆調理現場での配膳での対応留意事項

- ① 調理開始前に当日の対応生徒、原因食品、対応内容を「アレルギーチェックリスト」を用いて確認する。
- ② 配膳時にアレルギー除去食が確実に本人に届くように、学校名、学年・学級、対象生徒名を表記した各自専用の容器を使用し、表等でチェックし、指差し、声出し確認を行う。

- ③ 各自の除去食を専用パックに収納する際は、「アレルギーチェックリスト（様式 17）」を用いて、確認する。
- ④ 食物アレルギー対応の生徒が学校に複数在籍する場合は、誤配の可能性が高いため特に注意する。

◆配送での対応と留意事項

- ① 「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式 7）」を元に、給食センターの栄養職員及び給食調理員から配膳職員に、アレルギー除去食の内容及び配送先について確実に引き継ぎを行い、各中学校にアレルギー除去食を届ける。
- ② 食物アレルギー対応食の、誤配には十分に注意する。

◆配膳での対応と留意事項

- ① 配膳員は、「アレルギーチェックリスト（様式 17）」を元に、学校に届いたアレルギー除去食を対象の生徒へ確実に手渡す。

◆教室での対応と留意事項

- ① 学級担任は、「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式 7）」を確認する。
- ② 配膳はピンクトレーを使用し、「いただきます」をするまでは、食札を外さないようにする。
- ③ 食物アレルギー対応を行う生徒は、すべての料理のおかわりをさせない。
- ④ 給食時に管理職、養護教諭等が教室を巡回し、生徒に正しく食物アレルギー対応食が配膳され、食べている状況を把握するようにする。

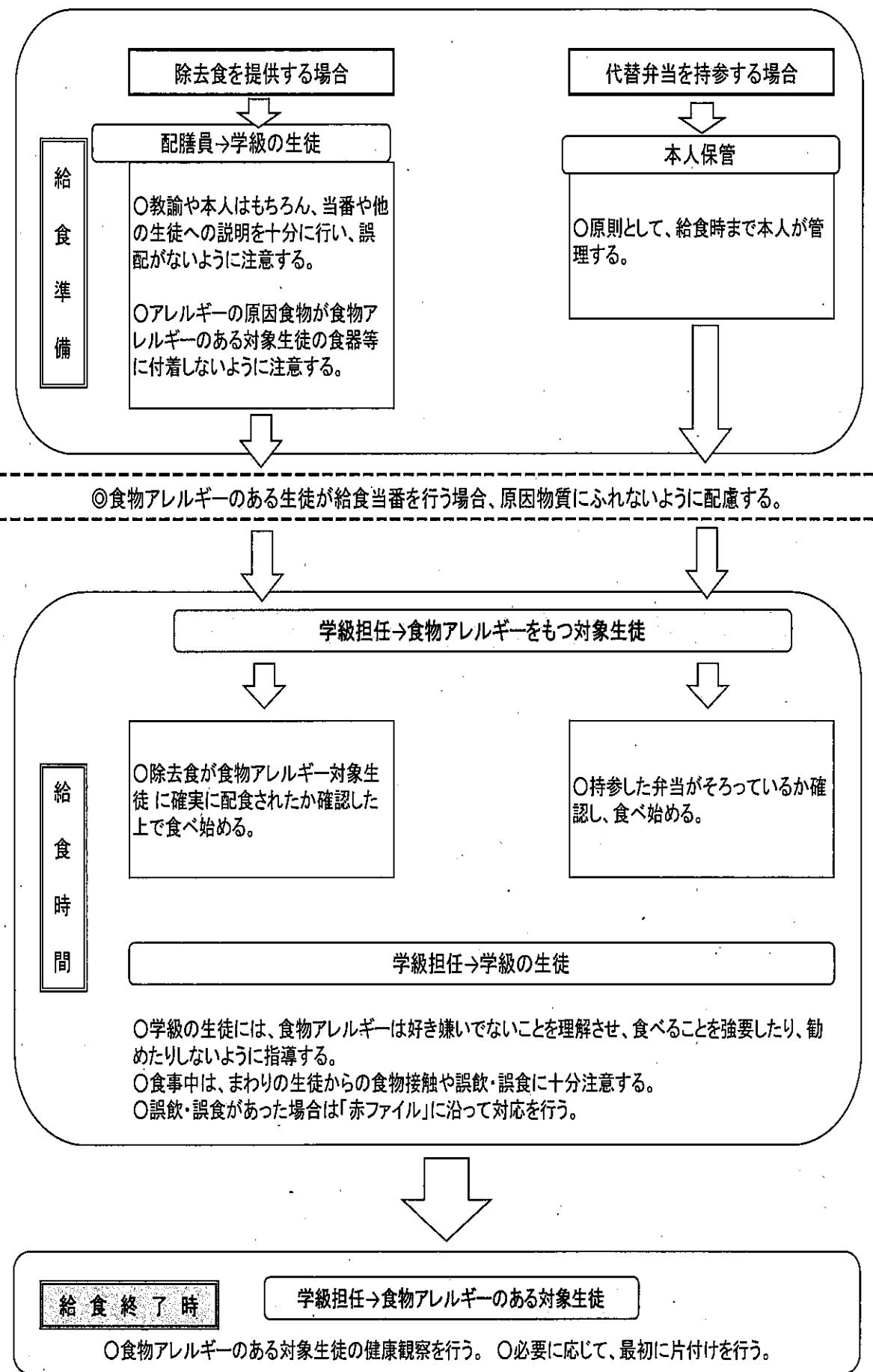
◆対象生徒が誤食してしまった場合

- ① 学級担任は直ちに、職員室の教職員（校長・副校長・養護教諭等）に連絡し、「赤ファイル」を確認し、従うようとする。
- ② 保護者へ連絡を行い、状況に応じて医療機関またはホットラインに連絡し受診の手配を行う。その後、学校教育課学務保健係へ連絡する。
- ③ 後日、学校は「管理下管理外 児童・生徒の事故報告書（様式 11）、（指導室事故報告書 様式 3 と同様）」を作成し、学務保健係へ提出する。

◆その他

- ① 「泊江市立小中学校におけるアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表に関する取扱い要領」に従って、「取組プラン」を作成すること。
- ② 「取組プラン」等作成にあたっては、「本マニュアル」に従って行うこととし、統一した様式を使用すること。

【給食時の教室での対応と指導のフローチャート】



給食費の返還について

- ① 食物アレルギー対応児童の返還対象の食材は、家庭からの代替弁当（代替品）の一食分または限られた食材（飲用牛乳、主食（米穀・パン類及び麺類））のみとする。
- ② 飲用牛乳除去の場合の返金額は、年度初めに学校給食会から提示される供給価格に消費税を加えた金額とし、給食実施回数分返還する。
- ③ 主食（米穀・パン類及び麺類）の返金については、年度初めに学校給食会から提示される食パン 60 g の供給価格に消費税を加えた金額とし、実施回数分返還する。
- ④ 返還金については、年度末精算とし、算出根拠は小数点以下を切り捨てる。

例：食パン 60 g 38.79 円 × 年間回数 44 回 × 消費税 8 % = 1,843.3008 円

→返還金額 1,843 円

- ⑤ 返還方法は原則として保護者の口座への振り込みとし、翌年度 4 月中に手数料を差し引いた額を振り込む。
- ⑥ 転出の生徒については、その都度精算する。
- ⑦ 返還事務は、給食センターの職員が担当する。
- ⑧ 給食の全部を家庭からの代替弁当（代替品）で対応した場合は、1 食単価 × 回数分を返還する。

調理実習、校外学習での食事について

調理実習、校外学習での食事についても、学級担任は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」を確認し、的確に対応する。

IV 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の緊急時対応について

【発症時の対応について】

食物アレルギーをもつ児童・生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合は、直ちに他の職員の協力要請を行い、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、どのような症状・状態であるのかを見極め、迅速な処置をすることが大切になる。

誤食が確認された時点で速やかに対応することは当然とし、誤食の事実が確認できない場合であっても児童・生徒が何らかの症状を訴えた時点で、それに対する処置を症状に基づいて進める必要がある。

アレルギー症状に対して処方されている頓服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬、気管支拡張薬）は安全性の高いものが多いので重大な副作用はないと考えられるため、処方の準備をするとともに、緊急時に備えてエピペン® が処方されている児童・生徒については、軽い症状であってもエピペン® を本人の手元に準備して、必要となったら直ぐに使用できるようにすること。また、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」は提出されているが、アレルゲンとして記載されていない食物で、アレルギー症状を発症した場合やアレルギー既往のない新規発症者についても、既に提出されている「赤ファイル」や「緊急時新規発症等対応カード（様式10）」と「専用PHS番号取扱いカード」を保管した「赤ファイル」（以下、「新規発症者用赤ファイル」という）に基づいて、対応を行うこと。

（1）緊急時対応のフローチャート

緊急時に備えて、それぞれの役割分担を確認し、シミュレーションをしておく。対応にあたっては、「本マニュアル」及び「緊急時対応役割分担チェックシート（様式8）」を活用すること。

（2）東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインについて

平成25年8月27日付け教育長決裁の東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインの取扱いマニュアルを改めて内容を整理し、適切に運用されるよう以下のとおり定める。

【ホットライン締結の経緯】

平成25年8月20日（火）に東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットライン（以下「ホットライン」という。）の覚書を、東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下、慈恵第三病院という）及び調布市と締結した。このホットラインにより、市内小・中学校の児童・生徒等が食物アレルギー症状を発症した際に、慈恵第三病院が

設ける専用PHSで救急搬送の受入れや医師にアレルギー症状の判断等の相談を行うことができるようになった。

【ホットラインの基本事項】

ホットラインの基本事項について、以下のとおり定める。

① 目的

ホットラインは、狛江市及び調布市における児童・生徒のアレルギー症状発症時に対応するため、慈恵第三病院が設ける専用PHSにより、救急時搬送の受入れ及びアレルギー症状の判断等に係る相談を行うことを目的とする。

② 専用PHSの番号等

ホットラインに係る専用PHSの番号は、適切に使用されるために、当該番号の取扱いに留意する。

③ 対象施設

ホットラインの対象施設は、小児科の受診年齢にある者が利用する施設とするため、狛江市立小・中学校は対象施設となる。

④ 使用可能時間

ホットラインの使用が可能な時間は、午前9時から午後5時までとなる。ただし、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び病院の休診日（5/1、10/15、12/30～1/4）を除く。

⑤ 使用の範囲

ホットラインの使用の範囲は、次に掲げる場合となる。

- ・アレルギー症状の発症により、救急搬送を要する場合
- ・アレルギー症状と同様の症状等により、対応判断が困難な場合

⑥ 慈恵第三病院における対応

慈恵第三病院は、ホットラインによる連絡があったときは、下記の対応を行う。

◆アレルギー症状の判断等の相談があった場合は、聞き取りにより、対応の指示を行う。

◆搬送依頼があった場合は、迅速に受入れ体制を整える。

なお、搬送及び受入れにあたっては、次に示す救急搬送の原則について留意する。

- ・エピペン®を注射し救急搬送を要請した場合、第三次医療機関への搬送が原則である（東京消防庁救急活動基準による）。

- ・慈恵第三病院は第三次医療機関ではない。しかし、「赤ファイル」の「8」に搬送病院の希望として、慈恵第三病院と記載がある場合は、学校は119番通報するとともに、慈恵第三病院のホットライン（PHS）に連絡を行い、受け入れ体制が整っている場合には、救急隊にその旨を伝達すること。

- ・搬送先の決定は、救急隊が当該児童・生徒の状態及び救急隊指導医の助言等により総合的に判断する（救急隊指導医は、23区内は千代田区大手町、多摩地

区は立川市の災害救急情報センターに24時間待機しており、常時連絡がとれるシステムになっている)。

⑦ 運用方法

ホットラインの運用にあたっては、慈恵第三病院より提案された「赤ファイル」に基づき、慈恵第三病院に連絡・相談を行うこととする。

⑧ ホットライン活用手順

食物アレルギー症状を発症した児童・生徒の「赤ファイル」を用意し、「専用PHS番号取扱いカード」を確認する。アレルギー既往のない新規発症者については、「新規発症者用赤ファイル」を用意する。



慈恵第三病院に電話する。※ホットラインの専用番号にかける。



「施設名（自治体名、学校名）連絡者、発症者の氏名、学年（年齢）食物アレルギーの情報、いつ、どうして、現在どのような状況なのか」を伝え、指示を仰ぐ。

例　・いつ・・・給食を食べた後

・だれが・・・〇年生もしくは〇歳の男子の〇〇さん

・どのような状態か・・・呼吸が苦しいと言い、その後1回嘔吐した、

現在、保健室等で寝ている

・エピペン®や内服薬使用の有無



救急車での搬送が必要な場合は、慈恵第三病院への救急車の受入れを確認する。



救急車を要請する。

【救急車（119番通報）要請のポイント】

「救急」であることを伝える。



「救急車に来てほしい施設名、住所」を伝える。



「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を伝える。



ホットラインにより、慈恵第三病院への受入れが可能であれば、その旨を伝える。

ただし、最終的な搬送先は救急隊が判断する。



連絡している人の名前と連絡先を伝える。

※学校へ向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話をかけてくることがあるため、通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく。
※必要に応じて、救急車が到着するまでの応急手当方法などを聞く。

(3) PHSの取扱いについて

(※「狛江市立学校アレルギー・アナフィラキシー対応用PHSの管理及び取扱いに関する要領」参照)

① PHS設置の目的

アナフィラキシー症状発症などの有事の際、教室や廊下などの場所での対応を余儀なくされる場合や症状が深刻化し、児童・生徒の移動が困難になる場合など、児童・生徒の状態を観察・養護を行いつつ、病院との連絡・相談を行うためには、固定電話ではなく、持ち運び可能な電話での連絡が必要不可欠となる。ホットライン取扱いマニュアルで定めた「赤ファイル」に基づき、慈恵第三病院に電話にて連絡・相談を行う際、またはかかりつけ医への連絡・相談においても各小・中学校に設置されたPHSを使用し、迅速かつ的確に行えるようにすることを目的とする。

② PHSの取扱い

ア 使用範囲（原則）

- ・ホットラインを使用する場合
- ・かかりつけ医への連絡及び相談に使用する場合
- ・学校教育課学務保健係への連絡に使用する場合
- ・その他、アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応に必要な連絡等に使用する場合
- ・校舎内の事故等明らかに緊急性が高い事案が発生した場合

イ 設置場所

PHSは、有事の際、「赤ファイル」等を持ち出す場合に、PHSを併せて持ち出すよう運用するため、「赤ファイル」及び「赤いリングファイル」の保管場所と同じの場所に設置する。

- ・校長室（管理保管用ファイル（赤いリングファイル））
- ・職員室
- ・保健室

※校外学習・遠足等、学校外で活動する際、校外に持ち出すことができる。

ウ その他

その他取扱いについては、巻末に添付してある「狛江市立小・中学校アレルギー・アナフィラキシー対応用PHSの管理及び取扱いに関する要領」（平成26年2月1日教育長決裁）を参照。

(4) 「赤ファイル」の取扱いについて

① 目的

アレルギー症状の発症時には、直ちに他の職員の協力要請を行い、どのような症状であるか、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックであるのかを見極め、迅速にエピペン® を打つ対応が求められる。「赤ファイル」は、個々の児童・生徒のアレルギー疾患発症時の対応が記載されているとともに、有事の際には、症状把握からエピペン® の投与、救急搬送までの一連の流れをマニュアル化し、職員の裁量余地を最小化することを目的としている。さらに、統一した様式を使用することで、学校、保護者及び慈恵第三病院が一連の流れを共通認識として持つことができ、ホットライン運用が円滑化される。

よって、児童・生徒にアレルギー・アナフィラキシー症状が発症した場合には、職員がどのように対応するのかを「赤ファイル」により把握し、不測の事態には「赤ファイル」を基に迅速かつ適切に対応を行うこと。

② 「赤ファイル」の作成

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」の届出があった児童・生徒に対し、「緊急時個別対応カード（様式4）」裏面の「緊急時個別対応カード作成のための手引き」を参照のうえ、保護者が記載し、学校との面談で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」の内容に基づいた対応を協議し、共通理解を図る。

「緊急時個別対応カード（様式4）」と「専用PHS番号取扱いカード」を以下のとおり、「赤ファイル」に収納し、各児童・生徒2部ずつ作成する。

【赤ファイル】

- ・ファイル右側ポケット：「緊急時個別対応カード（様式4）」
- ・ファイル左側ポケット：「専用PHS番号取扱いカード」

【管理保管用ファイル（赤いリングファイル）】

- ・「赤ファイル」が作成された全児童・生徒の「緊急時個別対応カード（様式4）」等を保管する。学年クラス毎に分ける等、必要時に迅速に使用できるよう適切な管理を行う。

※作成においての留意事項

- ・エピペン® 保管場所は、原則、本人管理とする。しかし、保護者から持参することを忘れた場合に備えて、学校保管を依頼された場合には、学校の実情に即して、主治医等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定する。
- ・救急搬送病院の希望がある場合は、保護者は「緊急時個別対応カード（様式4）」の「8」に明記する。

- ・学校は、「緊急時個別対応カード（様式4）」の「8」について、保護者の記載の有無に関わらず、救急搬送の原則を保護者に説明すること。

③ 「赤ファイル」の保管場所

「赤ファイル」は、「職員室」、「保健室」に保管すること。保管場所を2箇所にすることによって、有事の際、すべての職員が対応できることを目的とする。よって、すべての教職員に対し、保管場所を周知すること。

「管理保管用ファイル（赤いリングファイル）」は、「校長室」に保管すること。

④ 「赤ファイル」の持ち出しについて

移動教室や遠足等の際は、学校の管理下であれば、「赤ファイル」の持ち出しを可能とする。ただし、「赤ファイル」の取扱いについては、厳重に行い、紛失等が無いよう最大限の注意を行う。

⑤ 「赤ファイル」の引き継ぎについて

小学校を卒業する際は、「赤ファイル」の中身を進学予定先の市内中学校へ引き継ぐ。

（5）心肺蘇生・AED・エピペン® 投与等の手順

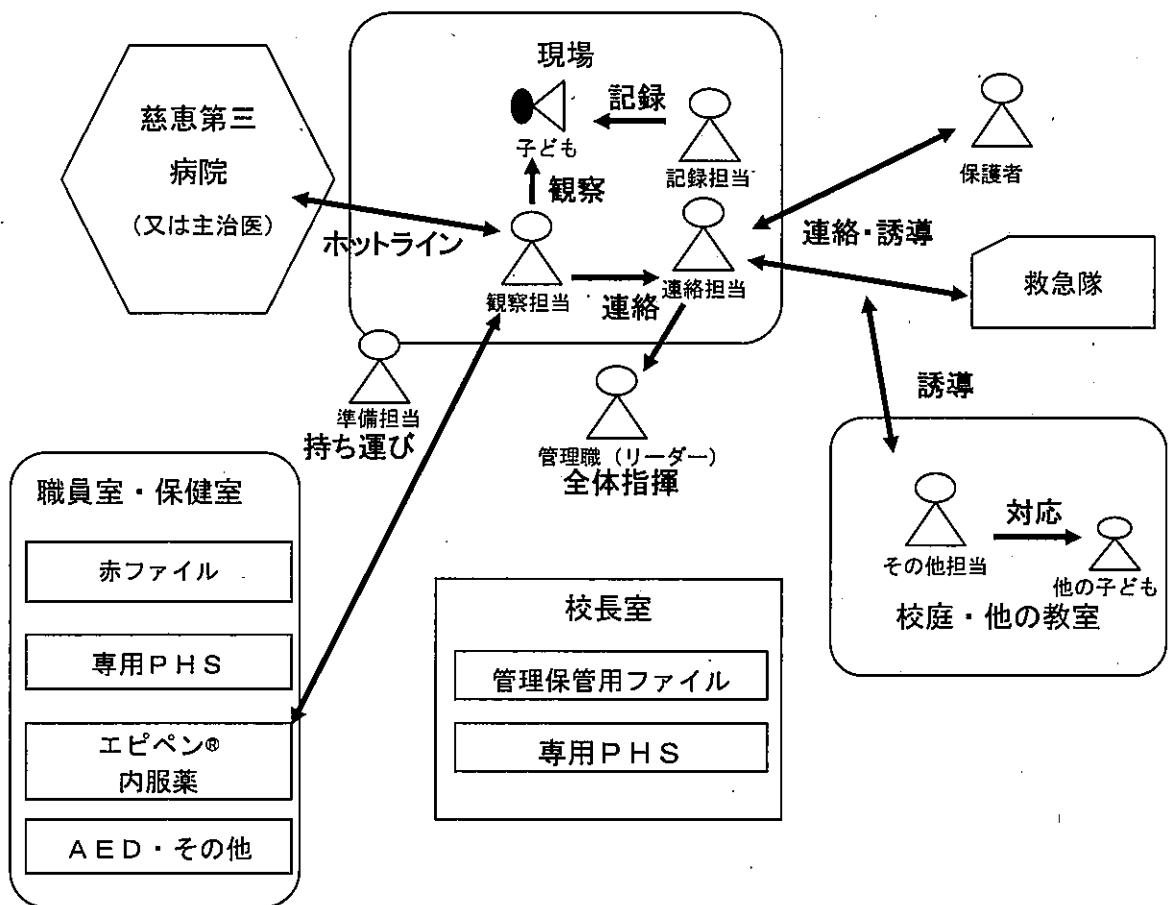
食物アレルギー症状の緊急性の見分け方や対応手順、症状を観察する際のポイントや心肺蘇生とAEDの手順、エピペン® の使い方、救急要請（119番通報）のポイントについては、「赤ファイル」とあわせて、東京都から各小・中学校に配付された「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都アレルギー疾患対策検討委員会、平成25年7月発行）」を参考にすること。

（6）「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」が提出されていない児童・生徒の緊急時対応等について

アレルギー既往がなく、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」が提出されていない児童・生徒の場合でも、突然の食物アレルギー症状の発症や最悪の場合アナフィラキシーショックを発症する場合があり、緊急対応が必要となるため、各小・中学校において「新規発症者用赤ファイル」を用意すること。また、有事の際、「新規発症者用赤ファイル」に基づいて、対応を行うこと。平常時においても、新規発症の児童・生徒における役割分担も明確にしておく。

また、新規に発症した児童・生徒の保護者には、速やかに医療機関へ受診と「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」の提出を依頼し、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」の提出を受けて、在校生と同様の対応を行うようにする。

●緊急時対応イメージ図



※ エピペン®、心肺蘇生及びAEDの使用及び介助は全員で行う。

V エピペン®の使い方

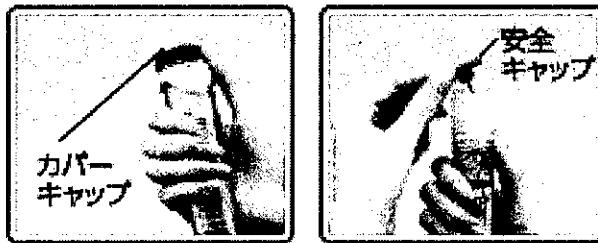
アナフィラキシーがあらわれたら

(1) 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で押し開け、エピペン®を取り出す。オレンジ色のニードルカバーを下に向けて、エピペン®の真ん中を片手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除する。

【留意事項】

- ・ 使用時まで青色の安全キャップは取り外さない。
- ・ 安全キャップを外した後は、誤注射を防ぐため、取扱いに十分注意する。
- ・ 指または手などをオレンジ色のニードルカバーの先端に当てないように注意する。
- ・ 使用前に注射器の窓から見える液薬が変色していないか、また沈殿物がないかを必ず確認する。



(2) 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し続ける。太ももに押し付けたまま5秒以上待ち、エピペン®を太ももから抜き取る。

【留意事項】

- ・ エピペン®の上下先端のどちらにも親指をかけないように握る。
- ・ 太ももの前外側以外には注射しない。
- ・ 太ももにエピペン®を振り下ろして接種しない。
- ・ 緊急の場合には、衣服の上からでも注射できる。

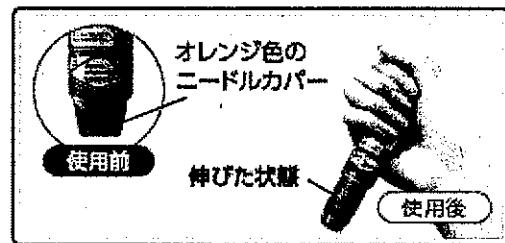


(3) 確認

注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びているかどうかを確認する。ニードルカバーが伸びていれば完了となる。（針はニードルカバー内）

【留意事項】

- ・オレンジ色のニードルカバーが伸びていない場合、注射は完了していないため、再度、ステップを繰り返し、注射する。
- ・エピペン®の注射後は、直ちに医師による診療を受ける。

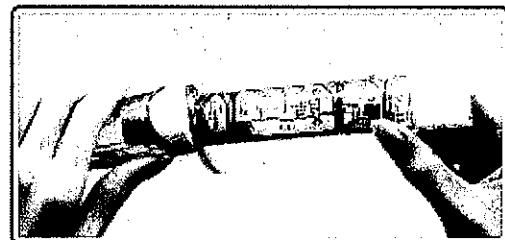


(4) 片付け

使用済みのエピペン®は、オレンジ色のニードルカバー側から携帯用ケースに戻す。

【留意事項】

- ・注射後は、オレンジ色のニードルカバーが伸びているため、携帯用のケースのフタは閉まらないため、無理に押し込まない。
- ・注射後、液薬の大部分（約 1.7ml）が注射器内に残っているが、再度注射することはできない。



エピペン®を使い終わったら

- ・医師に太ももの注射部位を示し、エピペン®使用前の症状及び使用後の経過を説明する。
- ・エピペン®を使用した旨を医師に報告し、使用済みのエピペン®と青色の安全キャップを医療機関等に渡す。
- ・医師から、エピペン®の再処方を受ける。

参照：ファイザー株式会社ホームページ

VI 様式について

「学校でのアレルギー疾患対応について（様式 1）」

◆学校教育課学務保健係から、来年度就学予定の小学校新1年生の保護者に、10月上旬に就学時健診の通知を発送する際に、学校におけるアレルギーの取組体制の周知資料として配付する。学校でアレルギーに関する取組を希望する場合は、保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」の提出が必要となる点も記載されている。

「アレルギー疾患対応調査票（様式 2）」

◆学校教育課学務保健係から、来年度就学予定の小学校新1年生の保護者に対して、10月上旬に就学時健診の通知を発送する際に、「学校でのアレルギー疾患対応について（様式 1）」とともに発送する。学校生活において特に配慮や管理が必要なアレルギー疾患を有し、学校での特別な取組を希望する児童・生徒の状況を学校教育課学務保健係、学校給食係及び小学校が把握することを目的とする。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」の作成前に、保護者に提出を依頼する。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」

◆「アレルギー疾患対応調査票（様式 2）」の提出を受け、学校での取組を希望する児童・生徒の保護者に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」の作成、提出を依頼する。学校での特別な取組内容を記載している。

「緊急時個別対応カード（様式 4）」

◆小・中学校でアレルギー対応に関する面談を行い、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」及び「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式 5）」を基に、各対象児童・生徒個別の取組プランを検討し、事故等が発生した際の対応について各小・中学校で作成し、「専用PHS番号取扱いカード」とともに「赤ファイル」に保管する。

「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）（様式 5）」

◆「アレルギー疾患対応調査票（様式 2）」の提出を受け、学校での特別な取組を希望する児童・生徒の保護者に配付し面談までに、保護者が作成する。面談において、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」の提出を受け、学校でアレルギーの取組プランを決定するため、学校と保護者との面談で、学校生活におけるアレルギー対応の取組（「取組プラン」）を決定し、各小・中学校が追記する。

「食物アレルギー対応解除申出書（様式 6）」

◆アレルギー取組解除の申し出があった児童・生徒の保護者に各小・中学校で隨時配付し、提出を依頼する。提出があった時点で、内容を確認した上で、アレルギー対応の取組を解除する。

「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式 7）」

◆毎月、アレルギー対応が必要な児童・生徒へ、次月分の給食でのアレルギー対応を保護者が確認するために、1ヵ月ごと作成し、各小・中学校から配付する。内容は、対応が必要な献立・給食での対応方法・弁当を持参する献立・担任の確認表である。1ヵ月の取組終了後、管理職等が確認する。

「緊急時対応役割分担チェックシート（様式 8）」

◆アレルギーに関する事故等が発生した際に、迅速な対応のため、事前に各小・中学校で作成し、実際の事故等発生時に活用する。事前にシミュレーションをしておく。

「緊急時対応記録用紙（様式 9）」

◆アレルギーに関する事故が発生した際に、「緊急時対応役割分担チェックシート（様式 8）」における教職員 C 班が可能な範囲で記録をする。

「緊急時新規発症等対応カード（様式 10）」

◆「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式 3）」が提出されていない児童・生徒がアレルギー症状を発症した場合（疑いを含む）の新規発症に備え、速やかに必要な対応等を実施できるよう各小・中学校で用意し、「専用 P H S 番号取扱いカード」とともに「赤ファイル」に保管する。新規発症の場合は、エピペン®も内服薬もないため、迅速な対応をとる。

「管理下管理外 児童・生徒の事故報告書（様式 11）」

◆アレルギー事故対応が落ち着いた段階で、各小・中学校で作成する。事故が発生したら、学校教育課学務保健係に一報を入れる。

「中学校給食対応意向確認書（様式 12）」

◆毎年 12 月に、入学する中学校の給食においても、アレルギー対応を希望するか確認するために、小学校が、市内小学校の食物アレルギー対応を行っている 6 年生に配付する。

「食物アレルギー対応個別チェックシート（様式 13）」

◆安全・的確な食物アレルギー対応体制の実施を目的に、学校の管理状況の確認調査を年3回（各学期毎に）実施している。その際、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」、「緊急時個別対応カード（様式4）」、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調査）（様式5）」、「学校給食食物アレルギー対応一覧表（様式7）」の提出（各3～7の様式は1回目のみ）とともに、「食物アレルギー対応個別チェックシート（様式13）」の作成を行い、アレルギー対応が必要な各個人の対応状況の確認を行う。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり[保護者用・主治医用]（様式14）」

◆「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）」を作成する際にあたり、学校生活管理指導表を作成する意味、活用方法、学校生活管理指導表の具体的な内容及び記入方法等について説明。保護者向けと主治医向けをそれぞれ用意している。

「清算書（様式15）」

◆給食において、アレルギー対応を行い、飲用牛乳、主食（米穀・パン類及び麺類）または家庭からの代替弁当（代替品）について1食分を辞退し、返金を行う場合に、返金の根拠資料として、年度末の給食終了後に小学校給食は小学校、中学校給食は学校教育課学校給食係で作成し、保護者へ送付する。精算金額は、4月末日までに手数料を差し引いた金額を振り込む。

「食物アレルギー対応に関する給食費の返金について（様式16）」

◆中学校給食に関わる事務は、学校教育課学校給食係で行っている。そのため、返金を行う際の事務に関しても、起案を行う必要があるため、「清算書（様式15）」とともに、保護者への返金の案内文書として作成する。

「アレルギーチェックリスト（様式17）」

◆中学校給食でアレルギー対応を行っている生徒のチェックを確実に実施するため、各中学校でアレルギー対応のある生徒がいる場合は、毎日（給食実施期間中）確認する。具体的な作成及び運用方法は、中学校給食センターが学校ごとにクラス、名前及び対応内容を記入し、それに基づいて、給食センターの給食調理員、配送職員及び配膳員が段階ごとにチェックを入れていく。

保護者様各位

狛江市教育委員会

学校でのアレルギー疾患対応について

狛江市立小・中学校では、学校生活において特に配慮や管理が必要なアレルギー疾患をお持ちのお子さんで、学校での特別な取組みを希望される方に対して、医師の指示に基づいて「学校生活管理指導表」を作成し、個別のアレルギー疾患対応に取組んでいます。

以下の内容をよくお読みいただき、学校での特別な取組みを希望される方のみ、別紙「アレルギー疾患対応調査票」に必要事項をご記入の上、狛江市教育委員会教育部学校教育課へ提出してください。学校での特別な取組みを希望されない方は、提出不要です。

【アレルギー疾患対応の対象について】

アレルギー疾患対応を行うには、以下の基準等を満たす必要があります。

● 対象となるアレルギー疾患の種類は5つあります。

- ① 食物アレルギー（アナフィラキシー）
- ② アレルギー性鼻炎
- ③ 気管支ぜん息
- ④ アトピー性皮膚炎
- ⑤ アレルギー性結膜炎

※ その他①～⑤以外のものがあれば応相談

● 医師の判断による医学的根拠が必要となります。

原則として、医師により以下のように判断された方となります。

- ① 中等症以上
- ② 学校生活に支障がある

医師の指示に基づき学校生活管理指導表を作成します。

● 文書料が発生します。

学校生活管理指導表の作成には、医師の診断が必要となるため、文書料が発生します。

- ① 費用負担については、保護者負担となります。
- ② 文書料の代金については、原則として医療機関対応となります。
- ③ 原則として毎年更新が必要なため、その都度費用が発生します。

以上を満たし、アレルギー疾患対応の取組みを希望される方は、
「アレルギー疾患対応調査票」へお進みください。

提出先：狛江市役所3階 狛江市教育委員会 教育部 学校教育課

※提出先は学校ではありません。

提出期限： 年 月 日()まで

電話番号：03-3430-1328

学校給食での食物アレルギー疾患の取組について（お知らせ）

1. 基本的な対応

① 除去食の提供

調理の過程で、除去が可能な場合は、アレルギーの原因となる食材を除いて調理して提供します。除去食の対応内容については、学校での対応が可能である場合に限り提供します。

例：卵アレルギーの場合、かきたま汁の卵抜きを提供

② 代替弁当（代替品）持参

アレルギーの原因食品（アレルゲン）が多種類にわたる場合や症状が重い（コンタミネーションの対応は不可）場合、また、「①除去食の提供」ができない場合について、家庭から給食の代替品としてお弁当を全部または一部持参していただきます。

2. 判断基準

医師から食物アレルギー疾患及びそのアレルゲンが診断されており、学校生活管理指導表が医師により記載されている。また、家庭でも食事療法を行っている。

3. 除去食提供の流れ

- ① 栄養職員は、次月の学校給食食物アレルギー対応一覧表及び、詳細な献立表（食材名とグラム数が記載されているもの）を保護者に渡します。
- ② 保護者の方には、①の内容を確認していただき、学校給食食物アレルギー対応一覧表を提出して頂きます。
- ③ 除去食は、必ずラップなどのふたをして、児童・生徒名及び学年・学級、除去したアレルギー食物を明記した名札を付け、提供します。
- ④ 代替弁当（代替品）の持参もしくは除去食の提供のある日は、ピンク色のトレーを使用します。
(食物アレルギー対応のない日は通常のグリーン色のトレーを使用します。)
- ⑤ 誤食を防ぐため、代替弁当（代替品）の持参もしくは除去食の提供のある日は、全ての給食のおかわりは禁止とします。

4. 給食費の返還について（代替弁当持参の対応を行った場合）

- ① 飲用牛乳・主食（米穀・パン及び麺類）については、年度初めに学校給食会から提示される供給価格に消費税を加えた金額を、実施回数分返還します。（ただし主食については、一律食パン50gの金額とします。）
- ② 給食の全部を代替弁当（代替品）持参で対応した場合は、学年あたりの1食単価×回数分を返還します。

5. 特記事項

- ① 食物アレルギー疾患の取組について、全教職員が連携を図り、共通理解に努めます。
- ② 緊急時の対応については、面接時に保護者に確認させていただきます。
- ③ 提出いただいた食物アレルギーに関する書類等については、プライバシーの保護に十分留意し、緊急時に、いつでも職員が確認し、対応できるように保管します。

【様式2】

アレルギー疾患対応調査票(秘)

別紙「学校でのアレルギー疾患対応について」で記載されているアレルギー疾患対応の基準を満たし、学校での取組みを希望される方は以下の設問1~6を回答し、狛江市教育委員会教育部学校教育課へ提出してください。

※アレルギー疾患がある方でも、学校での取組みを希望されない場合は、提出不要です。

記入日： 年 月 日

児童生徒氏名 フリガナ	(男・女)	学校名	
保護者氏名 フリガナ		生年月日	年 月 日
連絡先	自宅:	携帯:	

☆設問1~5の(あり・なし)欄で、該当アレルギーについては「あり」に○を記入してください。

**1. 食物アレルギーについて (あり・なし)
アナフィラキシーについて (あり・なし)**

※どちらかでも「あり」の方は、1-①の設問をご回答ください。

1-① 食物アレルギー・アナフィラキシーについて学校での取組みを希望しますか？

A. はい B. いいえ (A. はいの方は、1-②の質問をご回答ください。)

1-② アレルギー・アナフィラキシーの状況について記入してください。

原因食品等をご記入ください	
処方薬	
その他	

・ アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。 はい(年・月頃、 回) ・ いいえ

2. アレルギー性鼻炎について (あり・なし)

※「あり」の方は、2-①の設問をご回答ください。

2-① アレルギー性鼻炎について学校での取組みを希望しますか？

A. はい B. いいえ (A. はいの方は、2-②の質問をご回答ください。)

2-② アレルギーの状況について記入してください。

疾病名	
処方薬	
その他	

3. 気管支ぜん息について（あり・なし）

3-① 気管支ぜん息について学校での取組みを希望しますか？

A. はい B. いいえ (A. はいの方は、3-②の質問をご回答ください。)

3-② アレルギーの状況について記入してください。

疾病名	
処方薬	

記入日： 年 月 日

4. アトピー性皮膚炎について（あり・なし）

※「あり」の方は、4-①の質問をご回答ください。

4-① アトピー性皮膚炎について学校での取組みを希望しますか？

A. はい B. いいえ (A. はいの方は、4-②の質問をご回答ください。)

4-② アレルギーの状況について記入してください。

疾病名	
処方薬	
その他	

5. アレルギー性結膜炎について（あり・なし）

※「あり」の方は、5-①の質問をご回答ください。

5-① アレルギー性結膜炎について学校での取組みを希望しますか？

A. はい B. いいえ (A. はいの方は、5-②の質問をご回答ください。)

5-② アレルギーの状況について記入してください。

疾病名	
処方薬	
その他	

6. 医師の診断について

6-① 上記設問1～5に該当したアレルギーについて医師の診断等があればご回答ください。

- ・医師の診断を受けたことがありますか。 はい・いいえ
- ・エピペンの処方はありますか。 はい・いいえ
- ・医師の最終診断はいつですか。 年 月 日
- ・医師から書面での証明はありますか。 はい・いいえ

診断書・食事指示書・各種検査結果票・その他(受診したことがわかる書類等)

※この調査票を教育委員会に提出する際には、医師の診断及び診断書は不要です。

【提出期限】 年 月 日()まで

【提出先】 狛江市役所3階 狛江市教育委員会 教育部 学校教育課 【電話番号】03-3430-1328

※提出先は学校ではありませんのでご注意ください。

※アレルギー疾患がない方や、アレルギー疾患がある方でも学校での取組みを希望しない場合は、提出不要です。

[樣式3]

前
名

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

泊江市教育委员会作成

病型・治療		学校生活上の留意点	
A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 ★学校給食アレルギー対応	
B. 即時型 1. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		除去の程度	原因食品
		完全除去	
		少量なら可	
		加熱すれば可	
C. 原因食物・診断根拠		該当する食品の番号に○し、かつ□内に診断根拠を記載 「診断根拠」該当するもの全てに□内に記載	
C. 原因食物・診断根拠		①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性	
1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 植物油類 7. 甲殻類(エビ・カニ) 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2		C. 運動(体育・部活動等) 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. 寝泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 E. 接取した場合に出現する症状 (出現する可能性のある症状) 即時型反応 □ショック □咳き込み □呼吸困難 □嘔吐・腹痛 □顔面紅潮 □荨麻疹 非即時型反応 □湿疹 □搔痒感 □下痢	
D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン等)		D. その他の配慮・管理事項(自由記載)	
A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬		A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項(自由記載)	
B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬		B. 医療機関名 電話:	
C. その他()		C. 医療機関名 電話:	

名前 フリガナ	男・女	年	月	日生(歳)	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)		提出日 年月日
					病型	治療	
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	学校生活上の留意点		緊急連絡先 医療機関名: 電話:			
		A. 運動(体育・部活動等)	1. 管理不要				
		B. 動物との接觸やホコリ等の舞う環境での活動	2. 保護者と相談し決定				
		C. 発汗後	3. 強い運動は不可				
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	A. 重症度分類(発作型)		D. 急性発作時の対応(自由記載)				
	1. 間欠型	1. ベータ刺激薬吸入					
	2. 軽症持続型	2. ベータ刺激薬内服					
	3. 中等症持続型	3. 強い運動は不可					
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	B-1. 長期管理薬(吸入薬)						
	1. ステロイド吸入薬	1. 配慮不要					
	2. 長時間作用性吸入ペーパー刺激薬	2. 保護者と相談し決定					
	3. 吸入抗アレルギー薬 (インヒビターや等)	3. 動物へのアレルギーが強いため不可					
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	B-2. 長期管理薬 (内服薬・貼付薬)						
	1. テオフィリン徐放剤	動物名()					
	2. ロイコトリエン受容体拮抗薬	宿泊を伴う校外活動					
	3. ベータ刺激内服薬・貼付薬	1. 配慮不要					
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	C. その他		2. 保護者と相談し決定				
	()		D. その他の配慮・管理事項(自由記載)				
	A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究所基)		記載日 年月日				
	1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※程度の皮疹(紅斑、乾燥、落屑)主体の病変		医師名 (印)				
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動		緊急連絡先 医療機関名: 電話:				
	1. 管理不要	1. 配慮不要					
	2. 保護者と相談し決定	2. 保護者と相談し決定					
	B. 動物との接觸	3. 夏季シャワー浴 (学校施設で可能な場合)					
アトピー性皮膚炎(アレルギー性結膜炎)	C. 食物アレルギーの合併		D. その他の配慮 管理事項(自由記載)				
	1. あり	1. 配慮不要					
	2. なし	2. 保護者と相談し決定 ため不可					
	3. なし	3. 動物へのアレルギーが強い					
A. 病型		学校生活上の留意点					
B-1. 常用する外用薬		A. プール指導					
1. ステロイド軟膏	1. 抗ヒスタミン薬	1. 管理不要					
2. タクロリムス軟膏 (プロトピック等)	2. その他	2. 保護者と相談し決定					
3. 保湿剤		3. 動物へのアレルギーが強い					
4. その他()		4. その他()					
A. 病型		学校生活上の留意点					
B-2. 常用する内服薬		A. プール指導					
1. 抗ヒスタミン薬	1. あり	1. 管理不要					
2. その他	2. なし	2. 保護者と相談し決定					
3. なし		3. 動物へのアレルギーが強い					
4. なし		4. その他()					
A. 病型		学校生活上の留意点					
B. 治療		A. プール指導					
1. アレルギー点眼薬	1. 管理不要	1. 管理不要					
2. ステロイド点眼薬	2. 保護者と相談し決定	2. 保護者と相談し決定					
3. 免疫抑制点眼薬	3. プールへの入水不可	3. プールへの入水不可					
4. その他()	4. その他()	4. その他()					

《緊急時個別対応カード》

記入日 年 月 日

年組 さんのアレルギー対応

原因食物:

※ 保護者が、「原因食物」・「その他」・「薬品名」・「エピペン®保管場所」・「保護者の連絡先」を記入する。

なお、搬送病院の希望がある場合は、「病院名」を記入する。

	1~★3を 5分以内
皮膚のあかみ	
皮膚のかゆみ	
じんましん	
その他	()



1~★6を速やかに！ 迷ったらエピペン®を打つ！

ぐったり・意識もうろう・尿や便を漏らす・脈が触れにくいため
 不規則唇・爪が青白い・のどや胸が締め付けられる・声がかすれる
 犬が吠えるような咳・息がしつこい・持続する強い咳き込み
 ゼーゼーする呼吸(ぜん息発作症状と区別できない場合を含む)
 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み・繰り返し吐き続ける
 その他 ()



1 時刻確認→ _____ :



★2 薬を飲む (:)

【薬品名: ()】

★3 保護者へ連絡

★4 容態が進行する(★症状)

⇒ ★2へ

★2 教職員を呼ぶ(協力要請)

★3 エピペン®注射【エピペンなし】(:)
あり ()

(エピペン®保管場所 ())

★4 119番通報 (:)

★5 薬を飲ませる (:)

【薬品名: ()】

★6 保護者へ連絡 (:)

(電話① ())

(電話② ())

- ★ エピペン®は軽症で打っても、副作用の心配はありません。
- ★ 苦しそうな状況の場合は、エピペン®注射を考えてください。
- ★ エピペン®はできるだけ早く注射することが有効です。

以上を速やかに！

7 本人はその場で仰向けに寝かせ、足を上げる(失禁は許容)。嘔吐に備え、顔を横向きにする。

応答がない・呼吸がない場合 ⇨ 心臓マッサージ(1分間に100回以上)・AEDの措置
※救急隊に引継ぐまで継続すること

8 救急隊が到着。エピペン®投与者が付き添って

病院へ。

取扱注意

関係施設の職員のみが
取り扱うこと

東京慈恵会医科大学附属第三病院ホットライン

専用携帯番号 [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

つながらない場合

小児科外来番号 03-3480-1151

(東京慈恵会医科大学附属第三病院代表番号)

小児科外来へつないでもらう

こんな時に連絡してください

- 《緊急時個別対応カード》の8に搬送病院の希望として、「東京慈恵会
医科大学附属第三病院（慈恵第三病院）」の明記がある場合

留意事項

- 専用PHSへの連絡の前に、「★6 保護者への連絡」までをしておくこと
- 救急隊に搬送先の申し入れをしますが、搬送先の決定は救急隊の判断となります。

こんな時に連絡してください

- アレルギー症状と同様の症状がでて、対応判断ができない場合

留意事項

- 専用PHSへの連絡の前に、「★2 教職員を呼ぶ」までをしておくと
ともに、エピペン®の準備もしておくこと

専用PHS使用可能時間等

平日及び土曜日 9時から17時まで

※ 使用できない日：日曜日・祝祭日・5/1・10/15・12/30～1/4

平成 年度 食物アレルギー個別取組プラン(面談調査)

秘

1~3は保護者が記入し、管理指導表と一緒に学校へ提出してください。

泊江市立	学校	年	組	児童生徒氏名	フリガナ	(性別 男・女)	
			(生年月日		年	月	日

1 アナフィラキシー発症状況(管理指導表に「アナフィラキシー」ありの場合記入してください)

年齢	原因食品	症状(直近のものから記入)	アナフィラキシーショック
			有・無
			有・無
			有・無

2 原因食品と摂取後の具体的な症状・対応手順等

原因食品	症状	対応手順等
<例>卵	口の中がかゆくなる⇒治まらない⇒強くなる	口をすすぐ⇒A薬を飲む⇒B薬を塗る

3 処方薬の内容と保管場所(管理指導表に記載されている処方薬について記入してください)

内服薬:(保管場所() 軟膏:()	学校で相談の上
エピペン 保管場所()	決定する

4 面談(以下学校記入欄)

↑1~3まで保護者が記入してください

日時	年 月 日() 時 分~ 時 分
場所	
出席者	保護者()・校長／副校長・養護教諭・栄養士・担任・調理員 その他()

5 学校生活上の留意点(対応)について

A 給食	
B 食物・食材を扱う授業・活動	
例 調理実習等	
C 運動(体育・部活動等)	
例 水泳、マラソンの授業等	
D 宿泊を伴う校外活動	
例 移動教室、修学旅行等	
E その他の配慮・管理事項	

6 対応にあたっての確認事項

- (1)完全除去であっても、コンタミネーション(同室調理)・揚げ油までは対応できません。
- (2)給食時間(準備・片づけ)にアレルゲンに触れないよう配慮が(必要 不要)です。
- (3)同一料理に複数のアレルゲンがある場合、調理工程の兼ね合い、また事故防止等のため、除去対応以外の食品を除去することがあります。
- (4)除去食対応が不可能な場合は、代替弁当の持参をお願いします(原則本人が管理する)。
- (5)除去食等の対応に当たっては、ピンクのトレーを使用します。
- (6)対応のある日は、全ておかわりは禁止となります。
- (7)欠席の際には、対応を中止します。
- (8)対応内容一覧表は、教室の所定の場所に掲示して、給食時確認に使用します。
- (9)毎月の連絡方法 (書類確認 面談)
- (10)給食費について (全額徴収 一部返金(パン・牛乳・1食分) 徴収しない)
- (11)食数の増減、給食室内の状況、児童生徒の症状に変更があった場合などは、その都度協議します。
- (12)食物アレルギー対応解除について、医師の診断を受け、「食物アレルギー対応取組解除申出書(様式6)」の提出が必要です。

7 対応内容

取組プラン

A 給食

B 食物・食材を扱う授業・活動

C 運動(体育・部活動等)

D 宿泊を伴う校外活動

E 他の配慮・管理事項

8 情報の共有について

- (1) 管理指導表の記載内容について学校から主治医に直接確認することができます。
- (2) 面談時の内容を教職員全員で共有し、学校における日常の取組および緊急時の対応に活用を図り、教育委員会に報告します。
- (3) 他の児童生徒の理解と協力を得るため管理指導表等の内容を学級で説明します。

以上6・7・8の全ての項目について説明を受け、対応内容に同意します。

年 月 日 () 保護者氏名

印

【様式6】

食物アレルギー対応解除申出書

泊江市立 学校長 様

年 組 児童生徒氏名 _____

年 月 日をもって、食物アレルギー対応の解除を申し出ます。

() ▷全解除

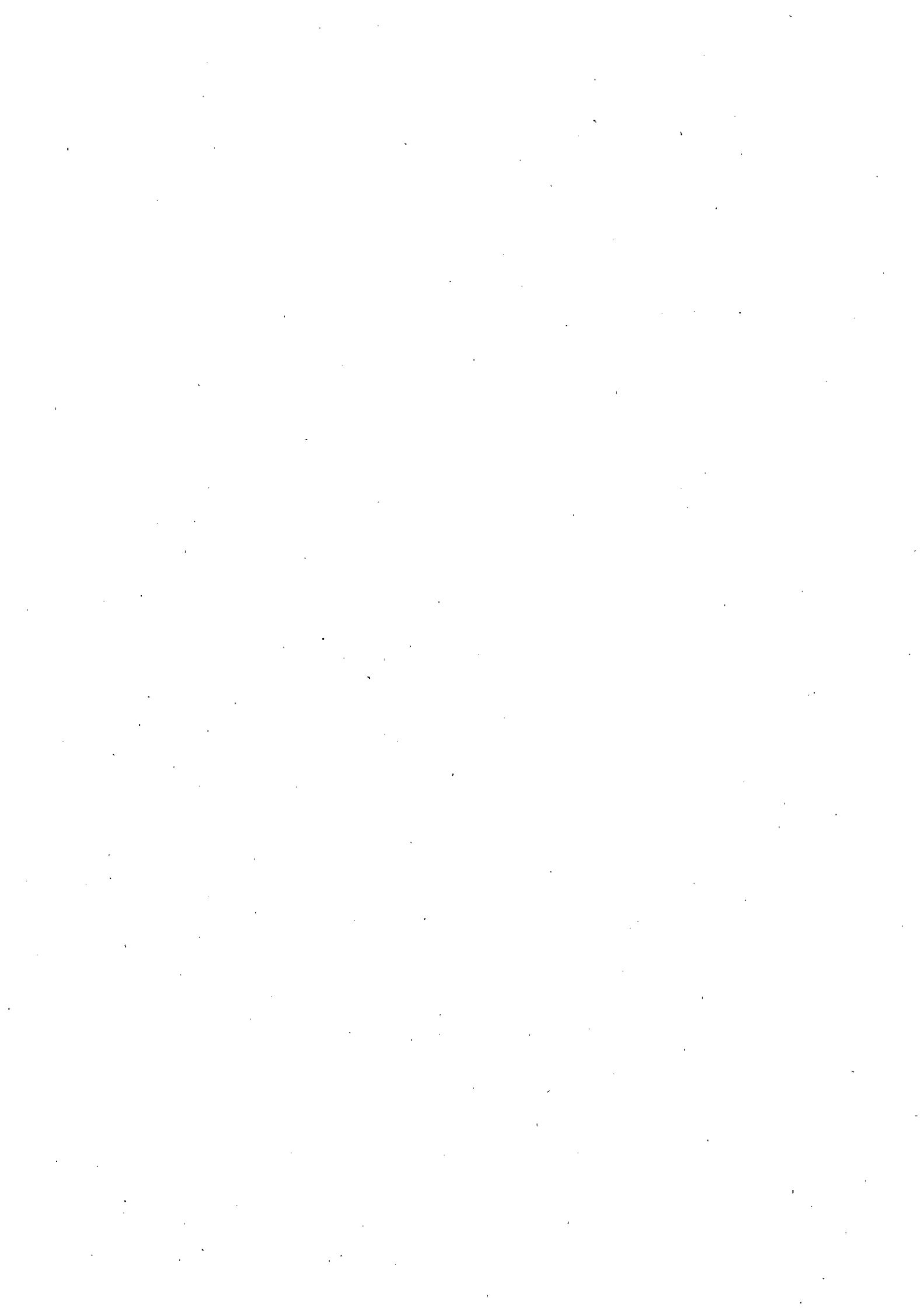
() ▷一部解除 食品名 _____

解除と診断された日・医療機関名

年 月 日 医療機関名 _____

年 月 日

保護者氏名 _____ 印



学校給食食物アレルギー対応一覧表



年度 月 猪江市立 学校 年 組 児童・生徒名

日付	対応が必要な献立	給食での対応方法	代替弁当を持参する献立	担任確認欄
1日()				
2日()				
3日()				
4日()				
5日()				
6日()				
7日()				
8日()				
9日()				
10日()				
11日()				
12日()				
13日()				
14日()				
15日()				

年度 月 猪江市立 学校 年 組 児童・生徒名

日付	対応が必要な献立	給食での対応方法	代替弁当を持参する献立	担任確認欄
16日()				
17日()				
18日()				
19日()				
20日()				
21日()				
22日()				
23日()				
24日()				
25日()				
26日()				
27日()				
28日()				
29日()				
30日()				
31日()				

年 月 日

保護者名

印

※ 注意事項(何かあればご記入ください。)

緊急時対応役割分担チェックシート

- ←対応したことは各チェックボックスに印をつける

1 リーダー（管理職）

- 現場に到着し次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDを使用

2 観察する係（発見者）

- 子供から離れずに観察
- 助けを呼び、人を集め（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- 教職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダーを代行する
- 「赤ファイル」及びホットラインを使用
- エピペン®の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

3 準備する係（教職員A）

- 「赤ファイル」、「食物アレルギー対応マニュアル」及び専用PHSの準備
- エピペン®及び内服薬の準備
- AEDの準備
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

4 連絡する係（教職員B）

- ★救急車を要請（119番通報）
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集め（校内放送など）

5 記録する係（教職員C）

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン®を使用した時刻を記録
- 薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

6 その他の係（教職員D）

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

備
考



緊急時対応記録用紙

児童・生徒氏名	
---------	--

記録者名					
食べた(摂取など)時刻		年 月 日 時 分			
食べた(摂取など)状況		食べたもの()			
		量 ()			
処置	緊急時処方薬				
	エピペン使用				
	その他				
救急車		要請時刻	時 分	到着時間	時 分
医療機関		連絡時刻	時 分	到着時間	時 分
保護者		連絡時刻	時 分	到着時間	時 分
経過		時刻	内容		
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
		時 分			
その他					

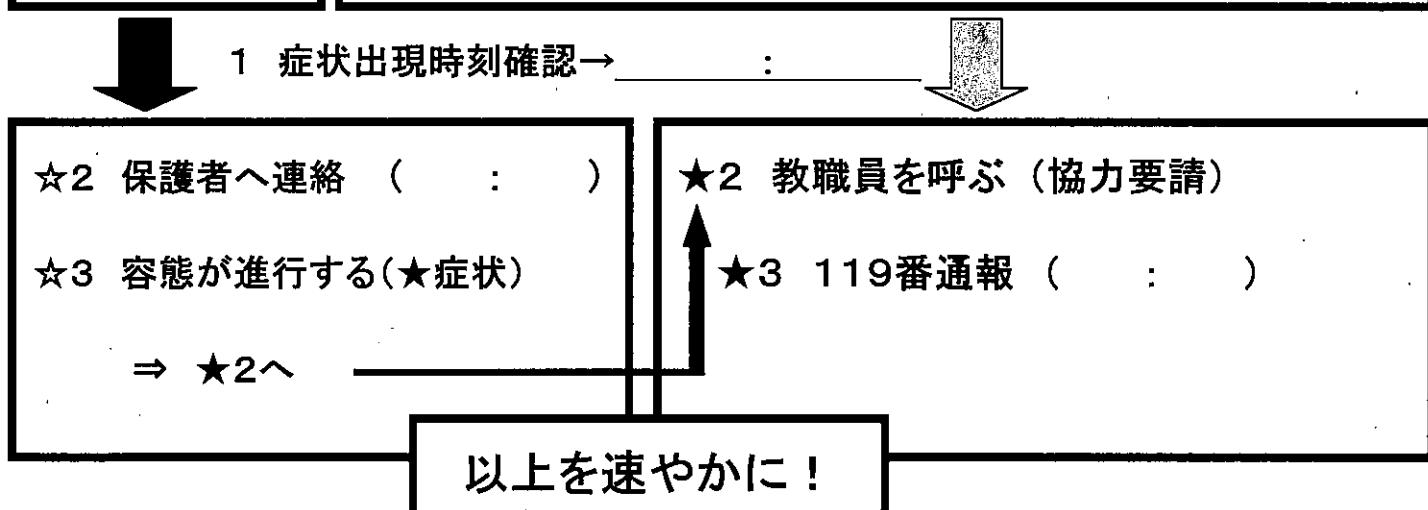
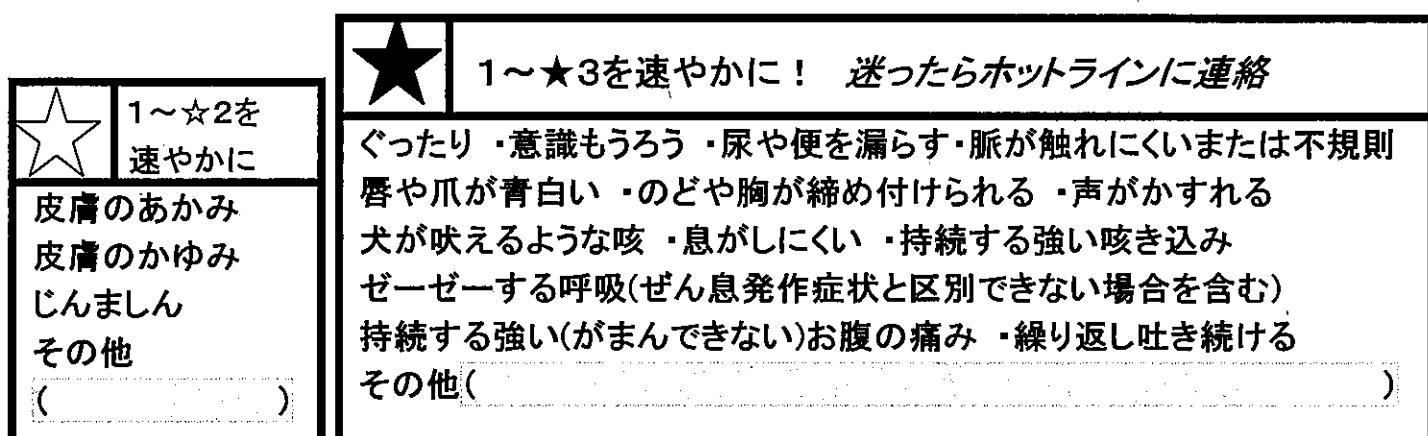


《緊急時 新規発症等 対応力カード》

学校でのアレルギー発症の半数以上は新規発症です。

※ 慈恵第三病院ホットラインは、アレルギー既往のない場合でも、アレルギーのような症状がでて対応判断ができない場合に使用することができます。

※ 新規発症の場合は、エピペンも薬もありません。下記の★症状の場合は救急搬送が必要です。



4 本人はその場で仰向けに寝かせ、足を上げる
(失禁は許容)。嘔吐に備え、顔を横向きにする。



応答がない・呼吸がない場合 ⇨ 心臓マッサージ(1分間に100回以上)・AEDの措置
※救急隊に引継ぐまで継続すること

5 救急隊が到着。病院へ同行する。

東京慈恵会医科大学附属第三病院
ホットライン専用PHS番号
070- [REDACTED]

取扱注意
関係施設の職員のみが
取り扱うこと

新規発症等対応用

あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝えること

1 施設名 連絡者名を伝える。（例：調布市立調布小学校 養護教諭の石原です）

『(施設名) (職) の (氏名) です。』

2 氏名・学年（年齢）・食物アレルギーの情報を伝える。

『児童（生徒）は小学（中学）[REDACTED] 年生 （男子・女子）の [REDACTED]くん（さん）です。』

『食物アレルギーの管理指導表の提出はありません。新規発症の疑いです。』

3 いつ・どうして・どういう状況か伝える。

（例：13時30分 5時間目算数の授業中に、息が苦しいと言い、その後1回嘔吐しました。）

給食は12時50分から13時10分に食べています。現在、保健室のベッドで寝ています）

※緊急時にあわてないように施設名はあらかじめ記入しておくこと

専用PHS使用可能時間等：平日及び土曜日 9時から17時まで

（※ 使用できない日：日曜日・祝祭日・5/1・10/15・12/30～1/4）

こんな時に連絡してください

○アレルギー症状と同様の症状がでて、対応判断ができない場合

留意事項

○専用PHSへの連絡と同時に、教職員の協力要請を行うこと

(様式3)

発第 号
年 月 日

泊江市教育委員会教育長 殿

泊江市立 学校
校長

公印

管理下
管理外

児童・生徒の事故報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事故の種類				
2 事故発生の日時		年 月 日() 時 分		
3 当 事 者	フリガナ 児童・生徒名		男 女	年 月 日 生
	現 住 所			電話
	保 護 者 名			
	学 年 ・ 組	年 組 担任氏名()		
4 事 故 の 種 類 ・ 内 容	管 理 種 別 程 度	指導時間中	事故発生場所(現場略図)	
		休み時間・放課後		
		下 登校・下校		
		管 理 外		
	種 類	死亡・重傷・軽傷 その他() (事故の種類と程度を具体的に)		

事 項	内 容
5 事故発生の状況 (*以下の内容について時系列で記入) <input type="checkbox"/> 事故発生の経緯 <input type="checkbox"/> 事故発生の内容・原因 <input type="checkbox"/> 当事者の状況	
6 学校の対応措置 <input type="checkbox"/> 関係児童・生徒への指導・対応について <input type="checkbox"/> 関係児童・生徒の保護者への対応について <input type="checkbox"/> その他の児童・生徒への指導について <input type="checkbox"/> 学校の指導体制について <input type="checkbox"/> 保護者会等について <input type="checkbox"/> 関係機関との連携について <input type="checkbox"/> 報道機関への対応について 等	
7 医師又は養護教諭の所見	
8 校長の所見及び今後の指導	

※ 1部提出。

※ 詳しく説明する場合は、枠を広げるか別紙添付のこと。

中学校給食対応意向確認書 秘

中学校給食において、アレルギーに関する対応を希望される方は、以下の設問を回答し、現在通われている小学校へ提出してください。

記入日： 年 月 日

フリガナ 生徒氏名	(男・女)	学校名	
保護者氏名		生年月日	年 月 日
連絡先	自宅：	携帯：	

1. 食物アレルギーについて（あり・なし）

アナフィラキシーについて（あり・なし）

※どちらかでも「あり」の方は、1-①の設問をご回答ください。

1-① 中学校給食において、アレルギーに関する対応を希望されますか？

A. はい B. いいえ (A. はいの方は、1-②・③の質問をご回答ください。)

1-② 小学校給食では、アレルギーに関する対応を受けていましたか？

A. はい B. いいえ

1-③ アレルギー・アナフィラキシーの状況について記入してください。

原因食品等をご記入ください	
処方薬	
その他	

・ アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。 はい(年 月頃、 回) ・ いいえ

2. 医師の診断について

2-① 上記設問1～5に該当したアレルギーについて医師の診断等があればご回答ください。

・ 医師の診断を受けたことがありますか。 はい・いいえ

・ エピペンの処方はありますか。 はい・いいえ

・ 医師の最終診断はいつですか。 年 月 日

・ 医師から書面での証明はありますか。 はい・いいえ

管理指導票 ・ 診断書 ・ 食事指示書 ・ 各種検査結果票 ・ その他(受診したことがわかる書類等)

※この調査票を進学する小学校へ提出する際には、医師の診断及び診断書は不要です。

【提出期限】 12月15日頃 【提出先】 通学している小学校

【問い合わせ先】 狛江市教育委員会 学校教育課 学務保健係 03-3430-1328、学校給食係 03-5761-9199

※アレルギー疾患がない方や、アレルギー疾患がある方でも学校での取組みを希望しない場合は、提出不要です。



食物アレルギー対応個別チェックシート(平成 年度第 回)

学校 年組 名前:

★対象児童生徒の食物アレルギー対応について、項目内容を確認し、点検A・B欄に「○」を記入してください。

項目内容のうち、該当しない箇所については、点検欄に「斜線」を引いてください。

※該当しない場合には、備考欄に、その理由を記入してください。

点検Aの確認者:担任教諭

点検Bの確認者:管理職

① 保護者に確認すること

点検A	点検B	番号	項目	備考
		①	学校生活管理指導表は提出されているか	
		②	原因食物は何か確認されているか	
		③	原因食物により出現する症状について(湿疹、咳込み、呼吸困難、ショック等)確認されているか	
		④	緊急時(発症時)の対応方法は確認されているか	
		⑤	「食物アレルギー個別取組プラン[面談調査](様式5)」は提出されているか	
		⑥	献立メニューに対する毎月のチェック方法、毎日のチェック方法は確認されているか	
		⑦	原因食物について除去等のアレルギー対応食が可能であるかどうか確認されているか	
		⑧	原因食物のアレルギー対応食が不可の場合、代替弁当の持参が可能かどうか確認されているか	
		⑨	給食時間の注意点が確認されているか	
		⑩	症状等に変更がある場合には、年度途中であっても連絡するように伝えているか	
		⑪	定期的に医療機関を受診し、児童生徒の状態等を確認されているか	

② 学校で確認すること(太枠の項目は、特に注意が必要な重要項目になります。)

点検A	点検B	番号	項目	備考
		①	校長、副校長、学級担任(学年主任)、養護教諭、学校栄養職員、栄養教諭、給食調理職員等が学校生活管理指導表に基づき、学校としての取組みを検討し、「取組みプラン」が作成されているか	
		②	「食物アレルギー個別取組プラン」について、保護者と協議し、具体的な取組み内容が決定されているか	
		③	関係職員全員が児童生徒の食物アレルギー個別取組プランの内容を理解し、情報が共有されているか	
		④	職員間で個人情報の保護に十分留意するとともに、児童生徒の学校生活管理指導表等の情報が所定の場所に保管され、いつでも職員が見て対応できるよう整備されているか	
		⑤	保護者と連携する担当者(氏名:)が決められているか	
		⑥	毎日(毎月)実施する給食献立チェックの担当者(氏名:)が決められているか	
		⑦	アレルギー症状の出現に備え、適切な対応方法がまとめられているか	
		⑧	児童生徒の病型・症状等に応じた緊急体制を確認されているか	
		⑨	緊急時(発症時)の対応が関係職員全体で理解されているか	
		⑩	学級担任等が不在の場合、サポートに入る職員は、対象児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、学級担任と同等の対応ができるか	
		⑪	必要に応じ保護者との意見交換の場が設けられているか	

③ 給食室で確認すること(栄養職員に確認すること)

点検A	点検B	番号	項目	備考
		①	児童生徒の取組み内容及び情報は知らされているか	
		②	アレルギー対応食の調理方法について確認されているか	
		③	配膳方法について確認されているか	
		④	アレルギー対応食の調理方法、配膳方法について、担任もしくは学校栄養職員、栄養教諭と連携されているか	

④学級(給食時間)で確認すること

点検A	点検B	番号	項目	備考
		①	学級の他の児童生徒に対してアレルギー対応食が理解されているか	
		②	給食室からのアレルギー対応食の配膳方法について、担任、児童生徒(給食担当者)に知らされているか(中学校は給食センターから配膳)	
		③	ピンクトレー及びおわかり制限の取り扱いについて確認されているか	
		④	配膳時に、アレルギー対応食であることが明確に示されているか	
		⑤	給食配膳時には、通常の給食と混ざることがないように注意しているか	
		⑥	食後の原因食物についての処理方法(例:牛乳ビンの処理方法等)は確認されているか	

⑤行事・授業で確認すること

点検A	点検B	番号	項目	備考
		①	遠足、修学旅行、校外学習等の食事での原因食品の取り扱いについて確認がされているか	
		②	調理実習でのアレルギー食品の取り扱いについて確認されているか	
		③	学級指導で、食物アレルギーに対する理解がなされているか	

⑥ヒヤリハット事例(重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一步手前の事例)報告

ヒヤリハット事例があった日付、状況、措置等について記入してください

ヒヤリハット事例があった日付、状況、措置等について記入してください

⑦その他

その他特段の対応や注意事項等について記入してください

Digitized by srujanika@gmail.com

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

活用のしおり
～主治医用～

狛江市教育委員会

アレルギー疾患のある児童生徒の主治医の皆様へ

平成20年4月、財団法人日本学校保健会から、文部科学省監修による「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が配布されました。

ガイドラインの内容は、文部科学省の「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」の提言を踏まえたものであり、報告書では、「アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校やクラスに各種のアレルギー疾患をもつ児童生徒がいることを前提とした学校保健の取組みが求められる状況であるとし、アレルギー疾患への取組みを進めるに当たっては、個々の児童生徒への取組みが、医師の指示に基づくものとなるような仕組みをつくり、学校における各種の取組みが、医学的根拠に基づき、安全・確実で効率的な方法で実施されるようにする」ことを提言しています。

そこで、狛江市教育委員会では、特に管理や配慮を必要とするアレルギー疾患のある児童生徒に対して「管理指導表」を活用し、対応することとなりました。

つきましては、適切な管理や配慮を実施するため、主治医の皆様からの指導が必要となります。

保護者の皆様からの求めに応じ、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いします。

問い合わせ先：狛江市教育委員会教育部学校教育課
電話番号：03-3430-1328

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入方法は以下の通りです。

◆表◆ 食物アレルギー・アナフィラキシー、 アレルギー性鼻炎

◆裏◆ 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、
アレルギー性結膜炎

必要に応じて、保護者を通じて、学校からより詳細な情報や指示を求められることもあります。この際のご協力もよろしくお用いいたしませう。

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

活用のしおり

～教職員用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を用いた詳細な情報の把握

学校には、アレルギー疾患のある児童生徒が在籍しています。これらの児童生徒に対して、適切な取組みを行うためには、個々の児童生徒に関する詳細な情報を学校の教職員全員で共有することが重要です。

●管理指導表は個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医が記載し、保護者を通じて、学校が把握するものです。

表 食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎

裏 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎

●●●管理指導表は原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、以下のように活用されることを想定し作成されています。●●●

- ① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取り組みを希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ② 保護者は、学校の求めに応じ、主治医・学校医に記載してもらい、学校に提出する。
- ③ 学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取組みを実施する。
- ④ 主なアレルギー疾患が1枚(表・裏)に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒について1枚提出される。
- ⑤ 学校は提出された管理指導表を、個人情報の取り扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。
- ⑥ 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも、毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。(大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。)
- ⑦ 食物アレルギーの児童生徒に対する給食での取組みなど必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報の提出を求め、総合して活用する。

管理指導表には児童生徒の健康に関わる重要な個人情報が記載されていますので、学校は管理に十分注意するとともに、情報を知った教職員は、他者にその情報を漏らさないようよろしくお願ひいたします。

対象となる児童生徒の把握から取組み実施までの流れ フローチャート

(A) : 学校教育課で対応 (B) : 各小中学校で対応

柏江市教育委員会作成

	アレルギー疾患有し、配慮・管理の必要な児童生徒の把握	9月～3月・4月
1	<p>(A) 保護者への就学時健康診断の通知の際に、「学校でのアレルギー疾患対応について」及び「アレルギー疾患対応調査票」を配付し、アレルギー疾患に対する配慮・活用を要すると思われる場合は上記調査票を学校教育課へ提出するよう通知する。</p> <p>(B) 在校生で、アレルギー疾患の取組みを希望する児童生徒については、学校から保護者へ「学校でのアレルギー疾患対応について(在校生説明用)」及び「アレルギー疾患対応調査票」を配付し、上記調査票を学校へ提出するよう通知する。</p> <p>また、現在学校でアレルギー疾患対応を取組んでいる児童生徒についても、同様の様式2点を配付し、管理指導表の作成及び管理を希望するかどうか保護者に確認する。</p> <p>※現在対応を取り組んでいる在校生については、保護者から管理指導表の作成及び管理は不要、との回答が得られた場合は作成しなくてよい。</p>	
2	対象となる児童生徒の保護者への管理指導表の配付	9月～3月・4月
	<ul style="list-style-type: none"> ○ (A)により申し出があった場合には、学校教育課から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取り組みを必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は原則提出を対象外となる。 ○ (B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断した場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校(在籍校)に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、その他資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料を提出 <p>(③④の過程を②と同時に実施すると効率化を図ることができる。)</p>	
3	管理指導表に基づく校内での取組みの検討・具体的な準備	1月～3月・4月
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長、副校长、学級担任(学年主任)、養護教諭、栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組みを検討し、「取組みプラン(案)」を作成する。 ○ 養護教諭、栄養職員等が中心となり、取組みの実践にむけた準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①個々の児童生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確認(医療機関・保護者との連携) ②アレルギー取り組み対象児童生徒の一覧表の作成(以後、個々の「取組みプラン」とともに保管)など 	
4	保護者との面談	2月～3月・4月
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「取組みプラン(案)」について、保護者と協議し「取組みプラン」を決定する。 	
5	校内「アレルギー疾患に対する取組み報告会」における教職員の共通理解	2月～3月・4月
	<p>教職員全員が個々の児童生徒の「取組みプラン」の内容を理解する。</p> <p>「取組みプラン」に基づく取組みの実施(この間、取組みの実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。)</p>	
6	校内「アレルギー疾患に対する取組み報告会」の中間報告	8月～12月
	<p>「取組みプラン」に基づくこれまでの取組みを振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組み」プランを修正する。</p>	
	取組みの継続実施	
7	来年度に活用する管理指導表の配付等	1月～3月
	<p>配慮・管理を継続する児童生徒の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配付する。</p>	

※ 本フローチャートは、一般的なケースを想定して作成したものであり、全てのケースにそのまま当てはめられるものではありません。
チャート3以降の進行については、各学校の実状に合わせて対応を進めてください。

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 就学前児童用

活用のしおり ～保護者用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下の手順でご活用ください。

- ①お子さんの病気(アレルギー疾患)に関して、「アレルギー疾患対応調査票」を泊江市教育委員会に提出し、配慮・管理が必要であることを申告してください。
- ②泊江市教育委員会から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を受け取ってください。
- ③各疾患ごとに主治医の先生に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記載をお願いしてください。
- ④記載してもらった「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校に提出してください。
- ⑤「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を基に、学校と保護者の方とでお子さんの学校生活における配慮や管理について相談します。(この際、必要に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。)
- ⑥病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出してください。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下のよう構成になっています。

お子さんの氏名・生年月日等をご記入ください。裏面にも同様の記入欄があります。

●主なアレルギー疾患を表裏一枚で記載できるようになっています。

表 食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎

裏 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎

食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息がある場合、保護者の緊急連絡先を記入してください。

●主治医の先生には、お子さんの疾患についての情報と、学校生活上の指示を記載していただきます。

「病型・治療」欄

アレルギー疾患の原因や症状、服用中の薬など、お子さんの疾患の状況が記載されます。

「学校生活上の留意点」欄

学校生活における管理・配慮の必要性が記載されます。

緊急時の対応などのため、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に記載された情報を、全校の教職員全員で共有する必要があります。
同意していただける場合は「(1)いい」に同意しない場合は「(2)いいえ」に○をつけ、どちらの場合も保護者の署名をしてください。



学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 在校生用

活用のしおり ～保護者用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下の手順でご活用ください。

- ①お子さんの病気(アレルギー疾患)に関して、「アレルギー疾患対応調査票」を学校に提出し、配慮・管理が必要であることを申告してください。
- ②学校から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を受け取ってください。
- ③各疾患ごとに主治医の先生に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記載をお願いしてください。
- ④記載してもらった「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校に提出してください。
- ⑤「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を基に、学校と保護者の方とでお子さんの学校生活における配慮や管理について相談します。(この際、必要に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。)
- ⑥病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出してください。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下のような構成になっています。

●主なアレルギー疾患を表裏一枚で記載できるようになっています。

表 食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎

裏 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎

●食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息が「あり」の場合、保護者の緊急連絡先を記入してください。

●主治医の先生には、お子さんの疾患についての情報と、学校生活上の指示を記載していただきます。

「病型・治療」欄

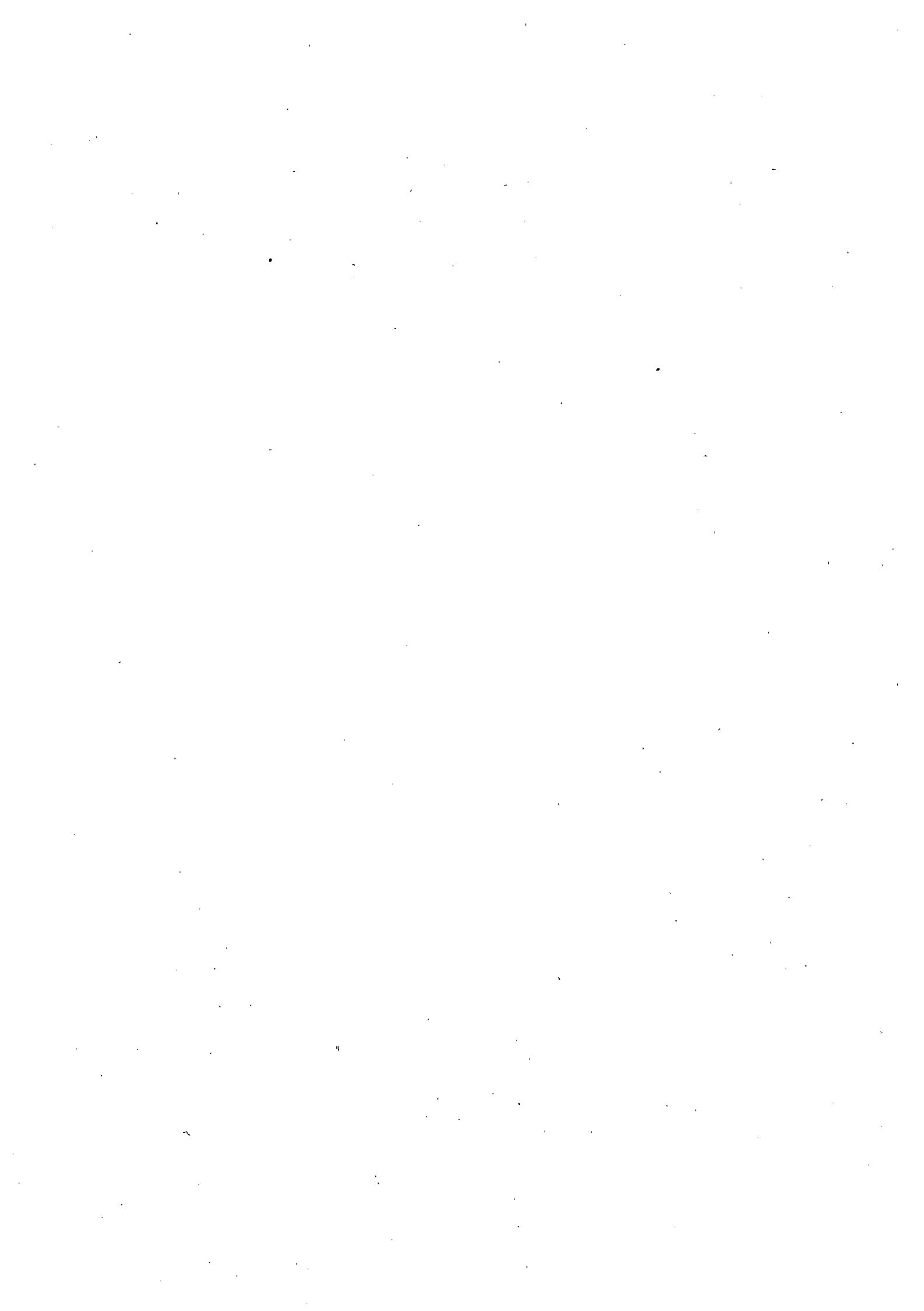
アレルギー疾患の原因や症状、服用中の薬など、お子さんの疾患の状況が記載されます。

「学校生活上の留意点」欄

学校生活における管理・配慮の必要性が記載されます。

●緊急時の対応などのため、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に記載された情報を、学校の教職員全員で共有する必要があります。

●同意していただける場合は「1 はい」、同意しない場合は「2 いいえ」に○をつけ、どちらの場合も保護者の署名をしてください。



清算書

狛江市立 学校

年 組 氏名

狛江市立

学校

学校長

印

年度

単価	飲用牛乳	円
	主食(パン・麺類等)	円
	1食分(お弁当持参)	円

月	食品	単価(円)	回数	計	消費税(8%)	合計
4月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
5月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
6月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
7月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
8月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
9月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
10月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
11月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
12月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
1月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
2月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
3月	飲用牛乳			0		
	主食			0		
	1食分(お弁当持参)			0		
返金額				0	0	¥ -

・1食分(お弁当持参)については、内税です。

・返金については、4月末までに振り込み手数料を差し引いた額を、給食費引き落とし用口座に振り込ませていただきます。

・なお、通帳への印字をもって、受領書に代えさせていただきます。

事務連絡
年月日

狛江第 中学校
年 組 さんの保護者 様

狛江市教育委員会
教育部学校教育課長

食物アレルギー対応に関する給食費の返金について

日頃より狛江市の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、 年度の中学校給食での食物アレルギー対応において、給食費の返金をいたしますので、ご報告いたします。なお、振込手数料を差し引いた金額を振り込ませていただきますので、よろしくお願ひいたします。

年間主食代替持参回数 回 ①
対象食品単価 円 ②

対象食品	①×②	消費税	返金金額

※振込手数料を差し引いた金額を4月末までに給食費引落し口座に振り込ませていただきます。

【問い合わせ先】

狛江市教育委員会教育部学校教育課学校給食係
(狛江市立中学校給食センター内)

住所：〒201-0001 狛江市西野川 4-8-16
電話：03 (5761) 9199

アレルギーチェックリスト

立市江猶中校學

年 月 日()分



狛江市立小中学校におけるアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表に関する取扱い要領

平成 21 年 9 月 14 日

教育長決裁

1. 概要

平成 20 年 4 月、財団法人日本学校保健会から、文部科学省監修による「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が配布されました。

ガイドラインの内容は、文部科学省の「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」の提言を踏まえたものであり、報告書では、「アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校やクラスに各種のアレルギー疾患をもつ児童生徒がいることを前提とした学校保健の取組みが求められる状況であるとし、アレルギー疾患への取組みを進めるに当たっては、個々の児童生徒への取組みが、医師の指示に基づくものとなるような仕組みをつくり、学校における各種の取組みが、医学的根拠に基づき、安全・確実で効率的な方法で実施されるようにする」ことを提言しています。

そこで、狛江市教育委員会では、「ガイドライン」及び「管理指導表」が有効に活用されることにより、児童・生徒の現代的な健康課題への取組みがより一層進むとの考え方から、以下のとおり、取り扱いを定めました。

2. 「学校生活管理指導表」を活用した校内体制の整備

管理指導表は原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものです。

- ① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組みを希望する保護者に対して、管理指導表の配付及び提出を依頼する。（食物アレルギーにおいては、さらに別様式の提出も依頼。）
- ② 保護者は、配付された管理指導表を主治医・学校医に記載してもらい、学校に提出する。
- ③ 学校は提出された「学校生活管理指導表」を基に、保護者から児童生徒の学校生活における配慮や管理についてどのような取組み等を希望するか確認する。
- ④ 「学校生活管理指導表」に基づく学校での取組みを検討し、「取組みプラン（案）」を作成する。
- ⑤ 「取組みプラン（案）」について、保護者と協議し、「取組みプラン」を決定する。
- ⑥ 校内においてアレルギー疾患に対する取組み報告をする会（以下、「取組み報告会」という。）を設置し、教職員全員が個々の該当児童生徒の「取組みプラン」の内容を理解する。
- ⑦ 上記取組み報告会での中間報告により、「取組みプラン」に基づくこれまでの取組みを振り返り、改善すべき点等を検討する。この際、必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組みプラン」を修正する。
- ⑧ 年度末に、配慮・管理を継続する児童・生徒の保護者に対し、次年度に活用する「学校生活管理指導表」を配付する。

《注意点》

※ 保護者の考え方は多種多様であり、学校での取組みを希望する保護者もいるが、特別扱いしてほしくない保護者もいる。したがって、アレルギー疾患に係る「学校生活管理指導表」は、学校での取組みを希望する保護者に対して提出を求めることになる。

3. 対象となるアレルギー疾患について

以下①～⑥に挙げるものを「学校生活管理指導表」で扱うアレルギー疾患とする。

- ① 食物アレルギー（アナフィラキシー）→下記※を必ずお読みください。
- ② アレルギー性鼻炎
- ③ 気管支ぜん息
- ④ アトピー性皮膚炎
- ⑤ アレルギー性結膜炎
- ⑥ その他上記以外のものがあれば応相談とする。

※ 小学校給食における食物アレルギー（食物アレルギー病型、食物性アナフィラキシー病型、食物依存性運動誘発アナフィラキシー）の取組みについては、「狛江市立小学校給食における食物アレルギー対応に関する取扱い要領」に基づき、一部の変更を除き、同要領の様式を引き続き活用する。（一部の変更については、「狛江市立小学校給食における食物アレルギー対応に関する取扱い要領」に記載。）

※ 中学校給食では、狛江市立中学校給食実施要綱第15条の規定にあるように、食物アレルギー対応食については、これを提供しない。ただし、学校教育課から、献立に関する原材料情報やアレルゲン情報等について、保護者等の求めに応じて、情報提供する。

4. 学校生活で配慮・管理が必要な児童・生徒の把握対象について

配慮・管理が必要になる児童・生徒を把握する基準は、以下のとおりとする。

原則として、医師により以下のように判断された者とする。

- ① 中等症以上
- ② 学校生活に支障がある

《注意点》

※ 医師の所見を踏まえ、学校と保護者で十分に話し合った上、配慮・管理が必要な児童生徒を把握する。

※ 児童生徒のアレルギーについて、すべての保護者が把握しているとは限らないことも考えられることから、学校医による定期健康診断等の結果を活用することが望まれる。

5. 個人情報の取り扱いについて

「学校生活管理指導表」は、予期せぬ場面で起きたアレルギー発症に対して、該当児童・生徒に係る情報を教職員全員が事前に共有しておく、教職員誰もが適切な対応をとれるようにしておくためのものである。したがって、「学校生活管理指導表」の意義や取り扱いについては事前に保護者に十分説明する必要がある。

- ① 「学校生活管理指導表」を提出した保護者には、その内容を教職員が共有する旨を十分説明し、同意の署名を求める。（指導表裏下部署名欄有り）

※ 同意を得られない場合は以下の内容を必ず説明すること。

養護教諭と学校医など、特定の関係者のみが情報を得ることになるため、緊急対応が必要なア

ナフィラキシーショックを発症した場合には、学校で十分な対応ができない旨、保護者から十分な理解を得ること。

6. 文書料の取り扱いについて

① 費用負担については、保護者負担とする。

《注意点》

※ 文書料については、原則として各医療機関で指定された金額である。

※ 保護者の費用負担となるため、十分な理解を得ること。

7. 対象となる児童の把握から取り組み実施までの一年間の流れについて

別紙フローチャート参照

8. アレルギー疾患を現在配慮・管理している在校生の取り扱いについて

平成 21 年 10 月 1 日においてアレルギー疾患対応を取組んでいる児童生徒については、保護者宛に案内（「学校でのアレルギー疾患対応について（在校生説明用）」及び「アレルギー疾患対応調査票」）を通知し、管理指導表の作成及び管理を希望するかどうか保護者に確認する。

保護者から管理指導表の作成及び管理は不要、との回答が得られた場合は作成しなくてよい。

9. その他

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日より適用する。

なお、この要領の定めのないことについては、保護者、学校及び教育委員会で協議の上対応する。

狛江市立学校アレルギー・アナフィラキシー対応用PHSの管理及び取扱いに関する要領

平成26年2月3日
教育長決裁

(目的)

第1条 この要領は、狛江市立学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒が食物アレルギー症状を発症した際に、教職員がアレルギー・アナフィラキシー対応を迅速かつ的確に行うことができるよう、学校に設置するアレルギー・アナフィラキシー対応用PHS（以下「アレルギー対応用PHS」という。）の管理及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 アレルギー対応用PHSは、原則として次の各号に掲げる場所に1台ずつ設置する。

- (1) 校長室
- (2) 職員室
- (3) 保健室

2 前項の規定にかかわらず、アレルギー対応用PHSは、校外学習等児童及び生徒が校外で活動する場合に限り、校外に持ち出すことができる。

(アレルギー対応用PHSの使用)

第3条 アレルギー対応用PHSは、児童及び生徒のアレルギー・アナフィラキシー発症時（発症の疑いを含む。以下同じ。）における次の各号に掲げる場合に限り、使用することができる。

- (1) 東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインを使用する場合
- (2) かかりつけ医への連絡及び相談に使用する場合
- (3) 教育委員会への連絡に使用する場合
- (4) その他、アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応に必要な連絡等に使用する場合

2 前項の規定にかかわらず、校舎内の事故等明らかに緊急性が高い事案が発生した場合には、アレルギー対応用PHSを使用することができる。

(学校長の責務)

第4条 学校長は、アレルギー対応用PHSの管理及び取扱いがこの要領に基づき適正に行われるよう、アレルギー対応用PHSの管理及び取扱い全般を統括するとともに、教職員がこの要領の目的に照らして適切にアレルギー対応用PHSを使用するよう教職員に周知しなければならない。

2 学校長は、適時にアレルギー対応用PHSの作動状況等を点検しなければならない。

3 学校長は、アレルギー対応用PHSに関し、盜難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(教育委員会への報告)

第5条 学校長は、アレルギー対応用PHSの管理及び取扱いに係る事故等が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(状況調査)

第6条 教育委員会は、アレルギー対応用PHSの管理及び取扱いの状況に関し、必要に応じて、学校長に報告を求めることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

付 則

この要領は、教育長決裁の日から施行する。





平成 28 年 6 月
泊江市教育委員会 学校教育課 学務保健係